

予 算 特 別 委 員 会 (3 日 目)

1. 開会及び延会 平成30年3月15日(木) 午後1時00分 開会
午後5時20分 延会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	西井	覚
副委員長	下村	正樹
委員	吉村	始
〃	奥本	佳史
〃	谷原	一安
〃	内野	悦子
〃	川村	優子
〃	増田	順弘

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議長	吉村	優子
議員	杉本	訓規
〃	梨本	洪珪
〃	松林	謙司
〃	岡本	吉司

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古	和彦
副市長	松山	善之
教育長	杉澤	茂二
企画部長	飯島	要介
企画部理事兼 企画政策課長	岸本	俊博
総務部長	安川	誠
総務財政課長	米田	匡勝
生活安全課長	門口	昌義
税務課長	仲川	早苗
収納促進課長	西川	嘉則

市民生活部長	松 村 昇 道
市民生活部理事兼	
クリーンセンター所長	木 村 喜 哉
人権政策課長	布 施 憲 一
環境課長	吉 村 泰 祐
都市整備部長	増 井 良 之
産業観光部長	池 原 博 文
商工観光課長	岩 永 睦 治
農林課長	芝 浩 文
保健福祉部長	巽 重 人
社会福祉課長	東 錦 也
こども・若者サポートセンター所長 長寿福祉課長兼	松 山 神 恵
いきいきセンター所長	森 井 敏 英
教育部長	和 田 正 彦
教育総務課長	吉 井 忠
学校教育課長	柏 井 英 洋
生涯学習課長	白 澤 真 治
体育振興課長兼	
コミュニティセンター所長	竹 本 淳 逸
新庄文化会館長兼	
當麻文化会館長	西 川 育 子
中央公民館長	早 田 幸 介
図書館長	辻 本 卓 身
会計管理者	下 村 喜代博

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中 井 孝 明
書 記	吉 田 賢 二
〃	高 松 和 弘
〃	山 岡 晋
〃	吉 留 瞳

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 議第23号 平成30年度葛城市一般会計予算の議決について
- 議第27号 平成30年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 議第24号 平成30年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について

- 議第31号 平成30年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 議第29号 平成30年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 議第25号 平成30年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 議第30号 平成30年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 議第28号 平成30年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 議第26号 平成30年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議第32号 平成30年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午後1時00分

西井委員長 それでは、本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は7名で、定足数に達しておりますので、昨日に引き続き、予算特別委員会を開会いたします。

連日、慎重審議で委員各位は大変お疲れと思いますが、本日もスムーズな委員会運営のご協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員外議員の出席が4名申し込まれておりますので、梨本議員、松林議員、杉本議員、岡本議員。どうかよろしくをお願いいたします。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。また、委員各位におかれましては、質疑は簡単明瞭に行い、前置き、要望、意見などは、できるだけ慎んでいただきますようお願いいたします。理事者側におかれましても、答弁は必ず挙手をいただき、委員長が指名した後、初めに、質問者が変わるとに、所属役職名と氏名を言っていただき、そして、簡単、明瞭、的確な答弁をお願いいたします。なお、答弁者については、部長または担当課長でお願いいたします。

それでは、8款教育費の質疑から行います。

質疑ありませんか。

吉村始委員。

吉村始委員 114ページの文化会館費の中の委託料についてなんですが、13節自主事業開催委託料というのがございます。去年に比べて予算は若干減っているようですが、これの具体的内容について伺いたいのと、それから、照明音響等技術者委託料というのが、去年に比べて倍増して、今、158万円になっていますが、その理由とその内訳。それから、12節役務費なんですが、楽器調律費の予算の出し方、例えばピアノは、毎年調律しないとあかんのかなとか思うんですが、このあたりもちょっとお教えいただけたらと思います。

西井委員長 西川館長。

西川新庄文化会館長兼當麻文化会館長 新庄文化会館の西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず、自主事業開催委託料でございます。こちらは、平成30年度の自主事業の有料分に関しましては、新庄文化会館におきましては、J-POP限定ののど自慢大会、それから、ニューミュージックのコンサート、ファミリーコンサート、クラシックコンサート、バラエティーショー、市民劇団風塾がございますので、その公演を予定しております。それから、當麻文化会館におきましては、夕涼みコンサート、市民劇団くすのきの公演、當麻文化会館30周年記念コンサートとして、市内で活動しておられる太鼓の演奏会を予定しております。

次に、照明音響等技術者委託料の増額の理由でございます。こちら、新庄文化会館におきましては、平成29年度までは、委託料の舞台管理運営費として計上しておりましたが、その事業所が人員不足とのことで、撤退したいとの申し出がございまして、當麻文化会館と契約している事業所と同じ事業所で技術者の派遣の委託料として計上させていただいた次第でござ

ざいます。

それから、楽器調律費でございますが、毎年、新庄、當麻、それぞれグランドピアノについては調律はさせていただいているんですけども、クラシックのコンサートとか、ニューミュージックコンサートの場合、その都度、ピアノの調律費として、それぞれ5万4,000円、2回を計上しております。

以上でございます。

西井委員長 吉村委員。

吉村始委員 ピアノとかは今の話を伺いましたら、定期的にというよりも、そういうイベントの前に、それに合わせて調律を行っている伺いました。

あと、今、自主事業開催委託料について、項目を上げていただいたんですが、もし、わかりでしたら、個別に幾らかかるというのがわかったらお教えいただけたらと思います。

西井委員長 西川館長。

西川新庄文化会館長兼當麻文化会館長 ただいまの予算といたしましては、委託料といたしまして2,130万円いただいております。その中で、風塾に関しましては70万円、それから、劇団くすのきに対しましては60万円、それ以外は今のところ、それぞれまだ未定であります。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

内野委員。

内野委員 まず、1点目でございます。103ページでございます。2目教育振興費、20節扶助費、要保護・準要保護生徒援助費でございますけれども、これに関しまして、内容をお願いいたします。また、100万円ほど昨年度よりも増額していると思いますので、これについてもその理由についてよろしくをお願いいたします。

2点目は、1目学校管理費の中学校費、7節臨時雇用賃金、この内訳をお願いいたします。それと、もう1点が、109ページの2目教育振興費、20節扶助費の就園奨励費、この内容をお聞かせください。

以上、3点、よろしくをお願いいたします。

西井委員長 柏井課長。

柏井学校教育課長 学校教育課の柏井でございます。よろしくをお願いいたします。

まず、内野委員のご質問の小学校のほうの要保護・準要保護生徒援助費の内訳でございます。平成30年度予算では、小学校で248名、トータルで予算を計上させていただいております。

増の内訳でございますが、こちらのほうにつきましては、人数の増ということで、ふやしております。それから、中学校の臨時雇用賃金のほうでございますが、こちらにつきましては、新庄中学校のほうで非常勤講師の賃金として53万5,000円、それと、図書館補助員が両中学校の図書館補助員として2名分を計上しております。

幼稚園奨励費298万7,000円を計上させていただいております、その内訳でございますが、私立幼稚園の就園奨励費につきましては、幼稚園教育の充実を図り、その振興に資するため、私立幼稚園の設置者に対し、私立幼稚園就園奨励補助金を交付いたしております。現在、平

成29年度におきましては年額2万円の交付をしておりますが、平成30年度につきましては7万5,600円まで引き上げ、多子加算として、所得割7万7,100円以下の保護者については年齢無制限、以上については、小学3年生までの児童からを数え、第2子については2分の1、第3子以降については7万5,600円を交付する予定をしております。積算としましては、非課税で8人、第2子で43人、第3子で10人を想定しています。

以上でございます。

西井委員長 内野委員。

内野委員 まず、今の一番最後に説明をいただいた私立幼稚園の就園奨励費、本当に今までの3倍近くに上げていただいたことと、3子にも、また、所得割、また、多子世帯にも配慮をいただいたこと、高く評価をさせていただきます。

次に、臨時雇用の分なんですけれども、私の中で、ここにチューター事業が入っているのかなと思ったんですけれども、チューター事業における項目は、今のところではないのかということと、それと、要保護、準要保護の説明、あったんですけれども、100万円増額ということで、松林議員よりも、この準要保護の1年生の支給を3月、入学前に支給をということも、何回も声を上げさせていただいております。この3月に支給をすとなれば、いつごろまでに補正を組んでいただかないといけないのかということも、ちょっと教えていただきたいと思います。

2点、済みませんがよろしく願いいたします。

西井委員長 柏井課長。

柏井学校教育課長 学校教育課の柏井でございます。よろしく願いいたします。

チューター事業につきましては、中学校費ではなくて、事務局費の中の賃金の中に含めさせていただいております。ページ数は100ページの賃金179万1,000円の中に含めさせていただいております。

それから、要保護、準要保護の援助費のほうの3月支給についてでございます。3月までのどの段階で支給するかにもよりますが、スケジュールからさかのぼって計算いたしますと、9月補正が順当かなというところでございます。

西井委員長 内野委員。

内野委員 準要保護に関しては、補正の時期は9月までに組んでいけば、3月の支給が可能ということでございます。また、どうかよろしく願いいたします。

チューター事業、非常に私はすばらしい事業と思いますので、引き続き、続けていただきたいと思います。また、後で、チューター事業については、質問させていただきます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 関連して、要保護、準要保護家庭への就学援助ということで、私も一般質問で質問させていただきました。今、内野委員からもありましたように、入学前支給の問題、これぜひ、9月補正までで、何とか補正していただきたいと思います。それで、準要保護のことについて、いわゆる支給対象のことなんですけれども、これ一般質問でもお伺いしたことですけれども、葛城市の場合は、幾つか基準を設けて、その基準に当たる方を就学援助ということで、準要

保護家庭を決めているわけですが、葛城市の場合は、1つは市町村民税の非課税世帯、それから、国民年金保険料の免除、それから、児童扶養手当の支給、そういうことをされている方ということだと思いますが、文部科学省の子どもの貧困大綱に基づく就学援助ポータルサイトなどを見ますと、基本的に所得、要は生活保護世帯の水準の所得の1.1倍、1.2倍、1.3倍というふうに、そういう所得基準で行われていることを推奨しているかのような形で、いろいろと統計もとられているようなので、葛城市も、従来、白石栄一議員がこの点については、やっぱり所得水準に応じて決められるようにということを繰り返し要望されてきたと思うんですけども、他市は、その所得水準プラス、今述べましたような児童扶養手当を受給している人とか、プラスでそういうことをやっているの、できたら、そういう所得基準を導入されるお考えがないのかどうか、その点について1つ伺います。

西井委員長 柏井課長。

柏井学校教育課長 ただいまの谷原委員からの質問でございます。

葛城市のほうで、今現在、支出している内容をご説明いただきました。そちらの全体について、また、含めて検討してまいりたいということでもよろしく願いいたします。

西井委員長 よろしいですか。

谷原委員 結構です。

西井委員長 ほかに質問は。

増田委員。

増田委員 3点お尋ねいたします。まず、1点目、110ページでございます。社会教育総務費の中の19節負担金補助及び交付金の中のアートフェア実行委員会助成金300万円でございます。予算概要の中を見させてもらいますと、昨年の800万円の予算から300万円ということで、減少をしております。4回目ということで、非常に多くの方が葛城市の當麻寺を中心にアートに関するイベントを開催していただいているということで、関心の高いところでございますけれども、この減額による去年までの開催と内容が異なるのか、どの辺がどのように変わるのか、お尋ねをいたします。

それから、2点目でございます。115ページ、文化会館費、15節工事請負費1,170万3,000円でございます。この工事の内容をお尋ねをします。

それから、7目図書館費のこれも15節工事請負費60万円。この内容についてお尋ねをいたします。

西井委員長 白澤課長。

白澤生涯学習課長 生涯学習課の白澤でございます。アートフェアの件につきましてご説明させていただきます。

平成27年度より開催しておりますアートフェアにつきましては、今年度で第3回目を迎えて、無事に終了いたしております。1回目、2回目におきましては、国からの100%補助で開催し、今年度3回目におきましては、国民文化祭ということで3分の2の補助で開催することができました。来年度におきましても、何か該当する補助金がないかと探しておりましたが、残念ながら該当する補助金が見つからなかったというところで、今年度は市の単独費

ということで開催する、ただいま準備をしております。当然、昨年までのような形での開催は非常に難しいかとは思われますが、いろいろな企画をしたり、工夫を凝らしまして、来年度以降も開催していきたいと思っております。

以上です。

西井委員長 西川館長。

西川新庄文化会館長兼當麻文化会館長 新庄文化会館、西川でございます。文化会館の平成30年度の工事請負費の内容でございます。

新庄文化会館は平成4年築、當麻文化会館につきましては昭和63年築と、経年劣化に伴いまして、修繕箇所もふえてきております。緊急性の高いものから、順次着手しているところでございます。今年度、新庄文化会館につきましては、自動火災報知設備入替工事といたしまして421万2,000円。當麻文化会館につきましては、ホール等のガス空調設備修繕工事が367万6,936円。それから、1階のトイレ、新規でございます。洋式の改修工事187万8,984円。それから、陶芸室の空調設備工事193万4,280円となっております。

以上でございます。

西井委員長 辻本館長。

辻本図書館長 図書館、辻本でございます。よろしく願いいたします。

図書館費の工事請負費の内容でございますが、當麻図書館のトイレの改修でございます。當麻図書館は昭和63年に建築された当時のものでありまして、現在、多目的トイレに洋式トイレが1個ございます。今回は、1階の女子トイレを足腰が悪い高齢者や洋式トイレしか使用したことのない幼児には和式トイレを使うことに不安がある、不便であるということで、1階の女子トイレの洋式トイレ化ということの改修を考えているところでございます。

以上でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。アートフェアについては補助金が見当たらないということで、単独の金額からいくと平成29年度と同じぐらいの市の負担の範囲内で事業を行うと、こういうふうに解釈したらいいわけですね。わかりました。

楽しみにしておられる方も、たくさんおられると思いますので、引き続いてアートフェアの開催をよろしくお願い申し上げておきたいなと思います。

それから、文化会館の工事請負については、新庄文化会館は火災報知器、それから、當麻文化会館は空調とトイレということでございます。

図書館もトイレ。最近、トイレの工事が非常に多ございます。先日も観光駐車場のトイレの改修をしていただけたということで、観光に来ていただいた方に対するトイレの整備をしていただくということでございます。また、体育施設、特に健民運動場等の利用されている方からの要望もトイレ、まずトイレという要望が非常に強うございます。

今回、観光者をまず優先したと、これはちょっと語弊あって、変な解釈しないでくださいね。ほかにもトイレの改修、非常に多いので、広い範囲でトイレの改修については、順次進めていただきたいなという思いが強うございます。その中でも、新庄文化会館、トイレは洋

式ということで、その当時の便器、そのままです。集客といいますか、有料でご来場していただく方も使っていただくホール側のトイレ、それから、楽屋側のトイレ、どちらも洋式やけども、ウォシュレット式じゃないと。そういうトイレでございます。集客施設となると、一定の施設、要するに最新のトイレ機能があればなというふうな気がいたしますので、その辺の改修につきましてもご検討いただけたらなというふうに思います。

それから、図書館につきましては、先日の一般質問のところで吉村議員のほうから、中央公民館の駐車場からスロープのお話ございました。新庄図書館につきましても、どうしても道路を渡って行かなければ行けない施設になっている。高齢者の方、子どもさんの利用も多い中で、前に私も図書館のことで質問したときをお願いしたんですけれども、せめて図書館側、要するに文化会館周辺のスペースを利用した駐輪場を設けていただけないかなというお願いもしております。庭を削れと言ったら、また語弊あるかとは思いますが、非常にゆったりと、この新庄文化会館の周辺には公園のスペースが十分にとっておられます。その一部を駐輪場等に改修していただければ、図書館の利用にも、非常に安全対策にもなるのかなということで、当時の部長からのご答弁では、前向きにその辺のところも検討していきたいというご答弁もございましたけども、今回の工事の中にはそういうものは含まれていない。今後の考え方についてお尋ねをいたします。

西井委員長 辻本館長。

辻本図書館長 図書館の辻本でございます。よろしくお願いたします。

まず、駐輪場の件でございますが、増田委員ご指摘のように、図書館に来る子どもたちのことを中心に考えてということでございました。新庄図書館のほうも、最近、以前は増田委員からご指摘があったように、當麻図書館と新庄図書館では、貸出冊数、當麻図書館のほう若干多い状況がございましたが、昨年ぐらいにほぼ同数になって、今年もほぼ同数で推移しているところでございます。その多くの原因は子ども、児童書の貸し出しが大変ふえているという状況でございます。

その原因といいますか、その大きな理由はブックスタートという事業をさせていただいておりますが、そうした効果や、あるいは、新庄図書館で行っております幼児向けの絵本の読み聞かせ、これで保護者と小さな子どもが一緒に来られるという場面が最近ふえているように、きちっと統計とったわけではありませんが、そんなふうに感じているところでございます。

やはり、多くは小さい子どもさんが一緒ですので、やはり、最初にお話がありましたように自動車子どもさんを連れて来られるというケースが大変多いように思います。そういう意味で、今回、児童書の貸し出しがふえているというのは、そういう理由もあるのかなというふうに思っています。

駐輪場の件はご指摘がありまして、私どものほうで検討をさせていただいて、場所的には、増田委員ご指摘のように、文化会館の前の植栽をカットをするような形でしか場所はとれないだろうなというところまでは、検討はさせていただいたところでございますが、駐輪場をつくることよりも、今は子どもの貸し出しは、主に自動車で来られる方がふえているという

こともあって、今後も引き続きご指摘の駐輪場については、私ども図書館だけの問題ではございませんので、当然、文化会館の場所でもございますので、文化会館、中央公民館とも協議をしながら検討は進めて参りたいというように思います。

以上でございます。

西井委員長 西川館長。

西川新庄文化会館長兼當麻文化会館長 新庄文化会館、西川でございます。

委員、ご指摘の件なんですけれども、確かにおっしゃいますとおり、平成4年の建築で、洋式はございますけれども暖房は整っておりません。それと、ウォシュレットもついておりません。ただ、それをさせていただくとすると、電気工事からかからないといけませんので、ちょっとまた今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 ぜいたくと言ったらぜいたくかもわかりませんが、先ほど申し上げましたように、文化会館という有料でご入場される場合も多ございます。集客施設というふうなこともかんがみて、今後はウォシュレット等の機能もつけていただくことがありがたいなど。

これ、ある講演に来られた先生が皮肉じゃないですけども、「ここのトイレ冷たいでんな」と、こういうふうなお話を少しいただいたので、せめて楽屋だけでもなというふうなことを、ちょっと、そのとき、感じましたので、ご検討をよろしく願います。

それから、図書館につきましては、先の説明の中でも當麻図書館のほうが、どうしても自転車を停めて、子どもさんが利用しやすい立地条件といえますか、そういうこともあって、従来から利用度が高いというデータでございました。前に私が質問したときにも、利用が多い、イコール、利用度に合った蔵書があるべきやろうというふうなことをお聞きしたんですけども、スペースの問題があって、広さに応じて、本の蔵書といえますか、購入の冊数を決めているんだということでございましたので、そうなれば、やっぱり一定のスペースのある図書館の利用促進についてはご検討いただきたいなど。そういう意味でも利用しやすい、文化会館と併用で、この駐輪場等は機能を果たすかというふうに思いますので、ぜひともこの駐輪場もしくは周辺の車の出入りの安全対策も含めて、入り口の改修、ご検討よろしく願ひ申し上げておきます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

内野委員 先ほどの質問でございます。チューター事業のことなんですけれども、2目、7節臨時雇用賃金179万1,000円。平成29年度は169万8,000円と10万円近い増額になっておりますが、これはチューターの方々の賃金がふえているのか、また、どういった理由でふえているのかを教えてくださいなと思います。

西井委員長 柏井課長。

柏井学校教育課長 学校教育課の柏井でございます。よろしく願ひいたします。

内訳でございますが、アルバイト賃金と、チューターに伴いますチューターの賃金ということで、2つの賃金が入っております。まず、チューターのほうですが、2時間、それで、

3人で25週、20学区ということでございます。単価につきましては、平成29年度につきましては2時間で2,100円。それが、2時間で2,380円にアップしております。1時間当たりでは、1,050円から1,190円にアップしています。

以上でございます。

内野委員 交通費はそのままでございますか。

柏井学校教育課長 学校教育課の柏井でございます。交通費につきましては、そのままの同じ料金でございます。内訳としましては、260円の2回分という形で計上させていただいています。回数は、25回分ということでございます。

内野委員 本当にチューターの確保も大変な中で、また、賃金も多少上げていただいたということで、評価をさせていただきます。ありがとうございました。

西井委員長 川村委員。

川村委員 2点ございます。

まず、6目文化会館費のマルベリーホールにおいての、マルベリー会員の人数、それから、12節役務費の中の前売入場券販売手数料が会員さんの負担分かなというふうに思うんですけど、ちょっとそのあたりの説明をお願いいたします。

それから、104ページ小学校費の中の教育振興費の、13節委託料、標準学力調査業務委託料、この分と、これは小学校になります。中学校に関しては、106ページの13節委託料80万5,000円になっていますが、この増額の理由をお願いいたします。

西井委員長 西川館長。

西川新庄文化会館長兼當麻文化会館長 新庄文化会館、西川でございます。よろしく願いいたします。

今、委員のご質問でございますマルベリー友の会の会員は、平成28年が172名、平成29年現在で181名となっております。友の会に入ってくださいと、入場券のほうが特典といたしまして、1週間前に購入いただけますし、若干の割引があります。

西井委員長 教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

先ほど委員のほうからご質問がございました、標準学力調査のアップ分なんですけれども、葛城市のほうは、今、委員もご存じかと思いますが、文部科学省のほうで小学校6年生と中学校3年生のテストをしております。4年前に奈良県も、小学校4年生と中学校1年生もするようになりました。葛城市の場合はそれ以外のテストも長年ずっとやっておりまして、1年間の学力の成果を毎回問うというようなシステムをつくっていただいております。

今回、アップした分につきましては、奈良県の方先ほど言いました、4年生と中1の分が、奈良県は中止しました。その分も、また、市のほうで、ほかの学年もやって、1年間の進歩を見たいということで、4年生の分を追加していただいた分がアップになっているということでございます。

以上でございます。

西井委員長 西川館長。

西川新庄文化会館長兼當麻文化会館長 前売入場券販売手数料の30万円の出の内容なんですけれども、新庄文化会館で行います自主事業の販売手数料ということで、チケットぴあとかコープとかで販売する分に対しまして、市のほうから1割ないしは8%の分をお支払いする分の代金でございます。

以上でございます。

西井委員長 川村委員。

川村委員 マルベリー会員数が、マルベリーホールで行われるいろんな事業に、どれぐらい、市民として興味関心を示していただいているかという、その利用率というのは、この今の人数でどうなのかという、文化事業に対する市民の効果というか、そういったものというのが、なかなか見えにくいんですけども、割と新庄マルベリーホールというのは全国でも有数の音響設備のよい施設で、非常にすばらしいアーティストが来ているというふうに思っております。実際に、そこで、ほとんど満席状態で販売ができているのかなというところも気になるところなんですけど、何せ、ちょっと田舎であるということで、葛城市民だけじゃなくて、外から来られる方も利用されるということなんですけど、その成果というのをわかる範囲で聞かせていただきたいなと思います。

今、教育長おっしゃいました葛城市の教育に対する熱意というのが、今、県で4年生が、なぜ、なくなったのかということは、その背景というのはよくわからないんですけども、もし、そのあたりの話がわかれば教えていただきたいんですけども。でも、それで、葛城市がそのままやるということで、予算も組んでいただいているということは、教育に対する熱心な姿勢だということは評価させていただくんですけども、ちょっとそのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

西井委員長 西川館長。

西川新庄文化会館長兼當麻文化会館長 新庄文化会館、西川でございます。

新庄文化会館の満席となりますと717席となります。それに対しまして、平成28年度の実績でいきますと、玉置浩二さんのコンサートでありますと、ほとんど完売の状況です。それから、岩崎宏美さんですと388席の実績が上がっております。その内訳ですが、玉置浩二さんですと244枚が文化会館で売り上げております。そのうち、友の会が175枚、ですので、71.72%となっております。岩崎宏美さんですと、文化会館では250枚、そのうち友の会としたしましては121枚、比率といたしまして48.4%。このような状況でございます。

平成29年度は、キロロのコンサートがございました。こちらが、チケット総販売数が539枚、それから、一青窈さんが510枚、それから、H Z E T T R I O（エイチゼットリオ）というジャズバンドですが500枚、それから、綾小路きみまろさんで692枚となっております。

以上でございます。

西井委員長 教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

県の予算のことでございますので、私、その辺のところは十分はわからないんですけども、私が漏れ聞くところによると、4年生のテストをとるか、スクールカウンセラーをとる

かということで、スクールカウンセラーを残したというようなことと聞いております。ただし、4年生も単なるテストだけではなくて、学習状況調査というのは、これは4年生のテストとあわせて実施していたんですけれども、それについては、4年生存続ということを知っております。だから、学力テスト部分だけ4年生の県の国語と算数がなくなったということでございます。

以上でございます。

西井委員長 ほかに。

奥本委員。

奥本委員 予算がどこで計上されているのかわからないので、教えていただきたいのがあります。

まず、1つは、市長の施政方針演説の中にありました、今年度から市内の小学校を筆頭に小学校のトイレの洋式化を含めていくというところなんです、その辺の予算がどこに入っているのかというのが、まず1点です。

もう1点が、平成26年度に文部科学省が学校教育における言語活動、読書活動の充実ということで、学校図書館法というのを改正して、各学校に図書館司書を置くよう努めるということを決めております。それに対しては、たしか補助対象事業になっていたと思うんですけども、奈良県では平群町が2年ほど前にそれを実施して、各学校に図書館司書を置かれています。図書館の、今、各学校にも先生はいらっしゃるんですが、司書を置くとは何が違うかというと、時間外、休み時間以外の時間にも図書室じゃなく図書館として開ける、本の貸し出しができるというメリットがあって、読書活動の啓蒙を進めることができるという、この辺の図書館司書の配置、今現状がどうなっているのか。まだ、司書の配置が予定されていない場合は、今後どういう形で進めていこうとお考えになっているのかお願いいたします。

西井委員長 教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。今ご質問のあった図書館司書の件について、私のほうで回答させていただきます。

現在、各5つの小学校と2つの中学校に、図書館司書補助という形で1日5時間来ていただいております。これは、私が現役の時分からずっと来ていただいております、ほかの郡、市からうらやましがられている制度の1つでございます。葛城市のほうは、正式にいつからか覚えておりませんが、図書の方は、相当力を入れていただいて、内容的にも充実しておりますし、そういう人の面でも図書館司書補助ということで入っていただいて、図書の管理はもちろん読み聞かせとか、さまざまな活動をしていただいて、どの学校でもしっかり活躍していただけているという状況でございます。

以上でございます。

西井委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。よろしくお願いたします。

奥本委員の1点目のご質問でございますが、トイレの洋式化につきましては、103ページ、小学校費の学校管理費、15節工事請負費の中の工事請負費としまして9,229万2,000円、計上させていただきますが、このうち、小学校のトイレ改修事業といたしまして5,680万

9,000円を計上させていただいております。こちらの内容につきましては、磐城小学校の新館の1階、2階の児童用トイレ、また、當麻小学校では北館の1階、2階、3階の児童用トイレにつきまして、洋式化を含めた全面改修を行わせていただく予定をしております。

以上でございます。

西井委員長 奥本委員。

奥本委員 まず、トイレの件、よくわかりました。ありがとうございます。図書館の件に関しまして、図書館司書補助ということで、入れていただいているということで、現に私も小学校と中学校のほう確認いたしまして、非常に、子どもたちの要望も聞いていただいて、読みたい本とか入れていただいているという状況、わかっております。

図書館司書と司書補助は結局はどう違うんでしょうかね。力を入れていただいているということに変わりないと思うんですけども、司書補助によって、恐らくあんまり変わらないかなと思うんですけども、司書を置くと恐らく国の補助金対象になるかと思うんです。司書補助だったら出ないのかなとかいう、思ったりするんですけども、そのあたりいかがでしょう。

西井委員長 柏井課長。

柏井学校教育課長 学校教育課の柏井でございます。

賃金のほうで予算を組ませていただいていることでございます。司書補助員ということで、司書の資格のない方ではございますけども、各学校のほうで図書館のほうの運営、それから、教育長のほうが言いました読み聞かせ等の仕事をしていただいている次第でございます。

司書補助員ということでございますので、現在は補助の対象にはなっておりません。

以上でございます。

西井委員長 奥本委員。

奥本委員 補助員ということで、司書の資格をお持ちでないの、対象じゃないということですね。

西井委員長 吉村委員。

吉村始委員 関連というか、私、元図書館司書でしたので、図書館司書補という資格がございまして、そのことですか。司書補助員というのがあるということですか。

西井委員長 教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

法的な意味の図書館司書とか、図書館司書補助員という明確な定義、今は十分説明できませんので、今度、うまく説明できるように勉強してまいりたいと思います。

ただし、今思うのは、確かに学校図書館法で学級数に応じて、必ず司書を置かなければならないということで、各学校に学校司書教員は配置しております。ただし、それは司書専属では、当然、今のシステムでは置けないんです。だから、学級担任とか、さまざまな仕事をしながら司書の仕事をするということで、学校司書教諭はおるんですが、各学校でもっと本当に一般図書館におられるような司書の仕事もしていただけるような方を、私が現役の頃から用意してあげようということで、その司書補助という形で入れていただいているというのが、私の認識でございまして、今委員からご指摘がありました、そうやって司書を入れると補助がつくとか、その辺につきましても、しっかり勉強してまいりまして、また、回答をさ

せていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

増田委員 120ページ、13節委託料、緑化植栽等管理委託料についてお尋ねをいたします。体育施設の中に植わっているきれいな、樹齢40年、50年レベルの桜の木がたくさん植わっていると。毎年、その時期になると非常に楽しみにされて、具体的に言うと農村広場のグラウンドの観覧席の桜でございますけれども、先日といたしますか、1カ月か2カ月ぐらい前に、ある農村広場を利用されている方から、私のほうに怒りのお問い合わせがございまして、中身を聞くと、桜の木をバサッと切ったと。お前ら、桜の木の特性は知ってんのかと。あれ、切ると枯れるぞみたいな。私も若干そういう木のことは知識も持っておりますけれども、そういう枯れない処置もして、周辺、スポーツに支障を来さないような剪定をされたのかなと、その辺のところをちょっと、まずお聞きをいたします。

西井委員長 竹本課長。

竹本体育振興課長兼コミュニティセンター所長 体育振興課の竹本です。どうぞよろしく申し上げます。ただいま、増田委員のご質問の点について、回答させていただきます。

緑化植栽等管理委託料123万9,000円の内訳につきましては、こちら、當麻地区にあります當麻スポーツセンター内と當麻健民運動場、農村広場、この3カ所の定期的な剪定作業と植栽の消毒、草刈り等を、年間を通してシルバー人材センターのほうに委託させていただいている事業委託の分になります。それとあわせて、農村広場の桜の木につきまして、以前からグラウンド等にもはみ出し、屋外にも出ているということの中で、この剪定作業の中で、今年度、危ないということもありましたので、シルバーのほうであわせて剪定をさせていただきまして、その伐採後の切り口には、それ用の液をつけて、枯れない防腐策も施していただいているような状態でやっております。

以上です。よろしく申し上げます。

西井委員長 増田委員。

奥本委員 そういうご回答やろなというふうには、予測はしておりました。ただ、見ていただくと、その切っている切り方と言うたら、細かい話になるんですけど、申しわけないんですけど、フェンスにはみ出ているところを切っているレベルじゃないんですね。大分と内側に、幹の直径からいくと、25センチメートル直径ぐらいの枝をズボンと内部のほうで切られていると。いかにも、痛々しい。もとの桜の木の姿の原型をとどめないほど、ばさっと切っておられるという。出ている分のカットレベルであれば、利用者の方もそんなに感情的にならないんですけども、そういうちょっと強い剪定をされていたので、非常にお怒りでございました。

ただ、先ほど竹本課長お話ありましたように、適正な治療といたしますか、切り口の処理もしていただいているんです。あれが、来年になって、その切り口から桜が枯れるようなことはないように施していただいておりますよというお話はしているんですけども、今後、今おつ

しゃっているような理由で剪定をされるとなれば、道路側も含めてですけれども、必要最小限の木にも優しい剪定をお願いしておきたいというふうに思います。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑は。

吉村始委員。

吉村始委員 一番最初に、質問の続きで、文化会館費の、114ページですが、14節音楽等著作権使用料というのがありますが、例年ほぼ同じ金額で推移していると思うんですが、これは一体、具体的にどういうものかということをお教えいただきたいのと、あと、それから、120ページのこの体育施設費、15節の工事請負費、それから、16節の補修等材料費というのがあります。この質問の趣旨は、私、一般質問のときに、市民体育館が雨漏りがすごかったのということで、そのときに対して、既に補修を終わりましたというふうなご答弁いただいています。これについての部分なのか、内訳、金額をお教えいただけたらと、まず、それ、よろしく願いいたします。

西井委員長 西川館長。

西川新庄文化会館長兼當麻文化会館長 新庄文化会館、西川でございます。よろしく願いいたします。

今、吉村委員のご質問でございます。この著作権の使用料なんですけれども、著作権協会のほうに新庄文化会館ですと、J-POPのど自慢、カラオケと、それから、自主事業として、アーティストが来られて、楽曲等を使用されるに当たりまして、その使用料を支払うということでございます。

以上でございます。

西井委員長 竹本体育振興課長。

竹本体育振興課長兼コミュニティセンター所長 体育振興課の竹本です。どうぞよろしく願いします。ただいま、吉村委員のお尋ねの件につきまして、ご返答させていただきます。

まず、工事請負費270万5,000円につきましては、委員がおっしゃっていただいている市民体育館の屋根の補修ではございません。こちらの部分は當麻スポーツセンター総合体育館内の1階部分から2階に上がるスロープのほうで、今現在、毀損等が激しい関係上、閉鎖はしておりますけど、こちらのほうの補修改善させてもらうための工事請負費になっております。それと、原材料費の補修等材料費につきましては、各市内にありますグラウンド等の草等の抑制を兼ねた塩化カルシウム剤のための購入費とさせていただきます。

以上でございます。

西井委員長 吉村委員。

吉村始委員 ご答弁ありがとうございます。音楽著作権使用料についてよくわかりました。その都度、必要となった分を実費として払っているというふうなことで理解させていただきます。

それから、例の体育館の市民体育館の雨漏りについては、数年にわたって雨漏りをしているんだというふうなことをちょっと伺ったんですが、できましたら過去5年間ぐらい雨漏りの件数と、その補修にかかった金額等を教えていただけたら、ありがたいと思います。

西井委員長 竹本課長。

竹本体育振興課長兼コミュニティセンター所長 体育振興課の竹本です。よろしくお願いします。

今お尋ねの過去の屋根の修繕につきましては、雨漏り等の対策につきましては、市民体育館だけじゃなしに、當麻スポーツセンター、新庄スポーツセンター、各体育館については、何回か雨漏りを起こします。それで、そのたびに業者さんのほうに屋根に上がっていただいて、目視等の確認で応急措置的な対策をさせていただきます。100%原因が追究できないので、どうしても、また、大雨なり、先日のように横殴りの雨でしたら、どこからか入るのか雨漏り等は、定期で起こしております。修繕につきましては、緊急修繕ということで10万円前後から20万円前後、そのたびに緊急措置として修繕工事に対応させていただいております。過去における修繕回数等は、今現在、ちょっと把握しておりません。申しわけございません。後でまた確認して報告させていただきたいと思います。

西井委員長 吉村委員。

吉村始委員 雨漏りについて、私もちょっといまいちイメージがわいていなかったんですが、建物がある限り、あちこちで起こるといふふうなご説明いただきました。また、今おっしゃったみたいに、件数等につきましては、またお教えいただけたらと思います。よろしくお願いします。

西井委員長 市長。

阿古市長 雨漏りにつきましては、その都度、修繕しているという説明です。過去についてのデータは、また後ほどお届けしたいと思います。それで、雨漏り、結構いろんな施設で起こっております。総合体育館のほうは、スロープが長らく通れない状態になっておりましたので、それをちゃんと通れる状態にするという作業で、雨漏りとは関係ない事業なんですけども、体育館というのは、雨漏りに対しては非常に敏感に対応するように、行政として、私は指導していきたいと思っています。と言いますのが、通常の施設でも、当然、雨漏りしますと、それによって腐ったりですとか、いろんな問題あるんですけども、体育館の床等につきましては雨漏りが起こりますと、非常に危険でございますので、ですから、委員ご指摘のように、できるだけ機敏にそういうことが起こらないように対応させていきたいと思っております。以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑は。

川村委員。

川村委員 103ページの小学校費、13節委託料の中に、昨年の予算書には入っていたんですが、児童安全下校指導業務委託料というのがなくなっているんですが、これに対して、102ページの学校管理費の賃金、これがふえているんですけど、何か関係があるんですか。ここに入れているというような状況なのかなと思ひまして、お尋ねをいたします。

西井委員長 柏井課長。

柏井学校教育課長 学校教育課の柏井でございます。よろしくお願いいたします。

シルバー人材センターへの委託事業で平成29年度までは実施しておりました。シルバー人材センターの上部団体、全国シルバー人材センター事業協会より、警備法に抵触するおそれ

があるというご指導がございました。シルバー人材センターのほうでは、このままでは実施できないということで、市のほうで直接の雇い入れによる業務に変更したところでございます。委員ご指摘のとおり、賃金のほうで451万9,800円を計上させていただいております。

西井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時10分

再 開 午後2時25分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

市長のほうから、流れについて、丁寧にご答弁を申し上げろということで、整理をさせていただきました。金額のほうは担当課長のほうから、後ほどご説明をいたしますが、まずは、警備業法の改正がございまして、もともとシルバー人材センターに、いわゆる警備に該当するような業務を委託をさせていただいておりましたが、まず平成29年度当初予算でもって、会館の警備の関係については、これは見直しをさせていただきました。それに引き続きまして、実は今回お尋ねの分につきましては、登下校の安全指導でありますので、これについても抵触するかどうかということについては、平成29年度当初予算時点では、そういった明確なご指摘もなかった中で、そのまま行けるだろうということでやったおったんですが、それにつきましても、シルバー人材センターのほうの全国協会のほうから、やはり、ここは法的に整理をしたほうがよいだろうということで、今回、更に整理をしたという流れでございます。金額につきましては、担当課長のほうからご説明をさせていただきます。

西井委員長 柏井課長。

柏井学校教育課長 学校教育課の柏井でございます。よろしく申し上げます。

児童安全下校指導業務委託料として、平成29年度におきまして473万3,000円の計上をさせていただいていた次第でございます。

西井委員長 和田部長。

和田教育部長 教育部長の和田でございます。

ただいま申しました473万円、これは平成29年度までは登下校指導ということで、シルバー人材センターのほうに委託という形でさせていただいておりました。それが、先ほど副市長申しましたように、警備業法の関係でシルバー人材センターの上部団体のほうから、それをするには、警備業の資格がいるということで、シルバー人材センターさんのほうがお持ちでないということでございましたので、シルバー人材センターへの委託をやめて、改めて、直接、登下校指導員の方を雇用させていただくということでございます。

金額のほうは、前年と変わりはありません。

以上でございます。

西井委員長 川村委員。

川村委員 それで、この委託料のところからなくなっていたということにつきましては、理解させていただきました。

今までは、このシルバー人材センターというところは、割と近隣の方たちが子どもたちの登下校に顔見知りのご近所の方だったりというのはあったわけですが、そういったものは、もう全然ない状況で、臨時で雇われる方は葛城市の人ではない方も来られるということというふうに理解してよろしいのでしょうか。

西井委員長 柏井課長。

柏井学校教育課長 今現在、アルバイト登録をしていただきました方につきましては、全て葛城市内の方を登録させていただきました。そういうことでご理解のほう、よろしく願いいたします。

西井委員長 ほかに質問ありませんか。

谷原委員。

谷原委員 そしたら、幾つかお伺いします。まず、1点目は、101ページの2目事務局費の13節委託料、小中学校英語教育講師派遣委託料でありますけれども、これの講師の契約期間、あるいは、どこと直契約を結んでいるのか、何だかの仲介業者を通じて契約しているのか、あとは、そこら辺で、実際の現場の声がどういうことになっているのか、そのことをちょっとお伺いします。

それから、2つ目ですけど、119ページの6項保健体育費、1目保健体育総務費の統合型地域スポーツクラブ助成金ということで、予算の概要のほうの33ページのほうに、内訳が書いてあるんですけども、統合型地域スポーツクラブ自立支援助成金とか、マネージャー設置支援助成金とか、具体的にどういうものなのかわからないので教えてください。

3つ目は、この統合型地域スポーツクラブについてなんですが、今、教室講座ガイドということで、市民の皆さんに各ご家庭に広報と一緒に今年度のいろんな教室、講座のガイドが配られておりますけれども、そこの12ページを見ますと、いろんな教室が統合型地域スポーツクラブに移行しましたとあって、これから、この統合型地域スポーツクラブと、この教室、講座のスポーツ関係のことがどういうふうな仕切りになっていくのかなというのは、ちょっとわからなかったんです。と申しますのは、いろんなこれまで活動やってこられて、私が一番気になっているのは、指導者の問題なんです。そのスポーツ活動を指導する方の問題というのがありまして、子どもの安全ということもあるんですけども、例えば、野外活動とか夏休みに行われています2泊3日で曾爾高原のほうへ自然の家に行かれたりとか、あとは、社会教育の中で、子どもキャンプのような、そういうキャンプもやっておられるかもわかりません。いろんな事業が今後どうなっていくのかということがありますし、とりわけ、そういう中で指導者の方が安全に子どもさんに対して、どう向き合っていくかということもありますので、ちょっとそこら辺のことが気になるので、伺わせていただけたらと思います。

西井委員長 柏井課長。

柏井学校教育課長 学校教育課の柏井でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの委員よりの質問でございます。小中学校の英語教育の講師派遣委託料のことでございます。中学校各校に1名ずつ常勤で派遣しております。それから、小学校につきましても、2名のネイティブのALTを派遣しております。それにつきましては、中学校につき

ましては、常勤で英語の時間を使いまして、英語の担任の教師とともに英語で話をするという事で授業に参加しております。小学校につきましては、学習指導要領の改定に伴い、現在の5、6年生の外国語活動が外国語科に新しく、また、3、4学年につきましては、外国語活動を実施することとされております。このことに関連いたしまして、各学校のほうと、現在、内容について検討中でございます。業者につきましては、インタラックという会社でございまして、期間のほうにつきましては、既に長期契約ということで、平成30年度まで長期契約で契約をさせていただいており、期間のほうは、来年、平成31年の3月末までの契約になってございます。

以上です。

西井委員長 竹本課長。

竹本体育振興課長兼コミュニティセンター所長 体育振興課の竹本です。ただいま、谷原委員のご質問に対してお答えさせていただきます。

まず、総合型地域スポーツクラブの助成金につきましては、日本スポーツ振興センターのTOTOの助成金を受けながら自立に向けて今年度からスタートして、最大5年の助成金がある中で、2種類の助成事業がございます。

まず、自立支援事業につきましては、あくまで、こちら総合スポーツクラブのほうで、各教室等開催されて、会員登録いただいて会費なり受講料等、受講者が負担をされるんですけども、それに基づいて、講師等の謝礼等が発生する中で、その分を会費、受講料等から充当するわけですが、自立に向けてのスタート直後ということもありまして、その一部をTOTOの助成金を受けながら、それに基づく運営のために必要な用具等の購入費等を助成で受けるための事業が自立支援事業の助成金であります。

次にスポーツクラブマネージャー設置支援事業については、クラブを運営するに当たって、その講習、研修等を受けられたクラブマネージャーさんが中心になって事務局を運営されます。そのクラブマネージャーの資格を持たれた方の賃金の費用負担をいただく助成事業がこちらになっておりまして、それぞれ、助成金に対して、市のほうから1割負担をするような助成事業になっております。

次に、その総合型地域スポーツクラブで、今年度冊子を配らせていただいた市のスポーツ教室等の中で書かせていただいていますトランポビク体操教室、健康トレーニング教室、ジュニアバトミントン教室の3教室については、そちらのほうに事業移行させていただきました。

今後につけても、新たな事業メニューなり、今後それぞれの運営につきましては、事務局と調整しながら進めていく予定とさせていただきます。

子どもさん等の安全管理等につきましては、市の教室でもスポーツ安全保険というのも加入いただいておりますし、スポーツクラブにつきましてもスポーツ安全保険というのは、加入した中で不慮の事故等、もちろん運営に当たりましては、講師を中心に事故のないような運営は、もちろん、させていただいているような次第でございます。

説明は以上とさせていただきます。

西井委員長 早田館長。

早田中央公民館長 中央公民館の早田です。よろしく申し上げます。

ただいま、委員からご質問のありました野外活動体験講座におきまして、毎年、中央公民館のほう、夏休みの子ども対象講座として、野外活動体験講座を実施しております。平成27年度までは、県の野外活動センターにおきます講座の中で、市内の小学校の4年生から6年生を対象に、中央公民館の職員が随行するという中で実施させていただいておりましたが、平成28年度から県のほうから、野外活動体験講座の内容そのものを随行の市のほうで実施していただきたいという指示がありまして、平成28年度から葛城市の教室講座につきましては、随行の職員で講座を実施しております。そういうこともありまして、平成29年度から、市内の小学校の先生の方に協力を呼びかけいたしまして、7名から8名の先生方に協力をお願いしたところですが、なかなか3日間通しての応援という部分には、人数が集まりませんでした。そういうこともありまして、市外の学校の先生にも協力をいただき、奈良教育大学の学生ボランティア、それと畿央大学の学生ボランティアの方、教員を目指しておられる学生の方のボランティアをいただきまして、平成29年度は実施させていただきました。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 2回目の質問ということで、まず、1つ、英語のネイティブの派遣事業のことですけれども、日本全国の学校がやり始めているわけです。補助金も入っていると思いますけれども、質が大変問題でして、このことがどうなっているのか、現場の先生方の声をよく聞いていただいて、現状がどうなっているのか、うまくALTを使えているのか検証していただいて、英語の派遣事業がうまくいくためにフォローしていただきたいなど。

私も教員経験ありますけど、有名な話、日本では英語は金になるということで、1年間、働きながら遊べるということで、向こうでは正式な英語教育の資格を持っていない、とにかく英語が話せるだけの、そういう方が教育現場に入ってくるということで、場合によってはひどい人に当たるということがあつたりしますので、そういうところがどう担保されるのかと。

やっぱり教育というのは教える側の質の問題が非常に重要です。きょうも、卒業式ですばらしいコーラスを聞かせていただきました。やはり、このコーラス指導する技量のある先生が赴任されてきますと、そこはもう格段に見違えるようになるようなところがありまして、ですから、本当に教える側の指導者のレベルということが非常にこういう教育では重要になってきます。せっかく、講師として派遣していただいているけれども、実際現場の声がどうなのかということをお聞かせ願えたらなと思います。

それから、2番目のほうですけれども、統合型地域スポーツクラブのほうですけれども、方向としては、移していく方向だということだろうと思うんですけれども、これは、先ほどの野外活動のような例も、これは逆に市の職員のほうにふられてくるというふうなことがあつて、ここら辺の仕切りがこれからどうなっていくのかなということをお伺いしたいんです。

以上、申し上げます。

西井委員長 教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

小中学校の英語教育講師派遣の谷原委員のご心配いただいておりますように、確かに、どんな人がくるかわからないというのが、ほかから見られた印象ではないかなと思うんですが、この事業に関しましては、ここすぐに始まったわけではなくて、葛城市のほうでは、幼稚園のころから英語に親しむというようなことを狙いに、ここ10年ほど前から、こういう事業を続けていただいております。そして、教科的に行きましても、外国語というのが実質2時間とか、外国語活動が3、4年から入るとするのは、次の指導要領からで、今も5、6年生には入っておりますが、そのときにも、今までは2回に1回入っていただいて、そこでALTを中心に授業を進めていただいております。ただし、今度、新しい指導要領になりますと、指導時間もふえてまいりますし、それに全てALTを派遣するということは不可能でございますので、教師の力量アップということも目指しながら、このALTを活用していきたいというふうに考えております。

現在、委託しておりますインタラックという会社では、その会社自体で英語カリキュラムをちゃんと持っておりますし、それに従って指導していただいているということでございます。それで、今、我々の課題は、今までインタラックという会社のカリキュラムに従ってやってきたが、英語の学習指導要領が出ましたので、それをいかに整合性を持たせていくかということが、昨年度ぐらいから市の英語部会のほうで検討していただいて、実際、4月から移行期にも入ってまいりますので、その辺の実証のほうを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

西井委員長 竹本課長。

竹本体育振興課長兼コミュニティセンター所長 体育振興課の竹本です。どうぞよろしく申し上げます。

ただいま、お尋ねの質問につきまして、広報で折り込みで一緒に配らせていただいたスポーツ教室は市が運営させていただいている分で、講師のほうは市のほうから依頼してさせていただいております。

総合型地域スポーツクラブにつきましては、改めてクラブのほうで講師を依頼されておりますので、委員お尋ねの、職員の負担につきましては、スポーツクラブの方へ3教室移行しましたので、負担はちょっとは減りました。

市が運営するスポーツ教室については、新たな時代や情勢を伺いながら新しい教室の運営であったり、開拓であったり、次年度に向けて検討していきたいと考えています。

西井委員長 市長。

阿古市長 総合型の地域スポーツクラブにつきましては、これのやり方をどうするのかということ、発足するべきかどうかということ、最初を検討しました。と言いますのは、これはTOTOの助成金が5カ年しかないということでございますので、ですから、6カ年以降が、そこにかかる経費というものがどうなるのかということ、やはり考える必要があるであろうと

いう話をしました。それを、クラブ創設に当たりまして、いろいろご尽力いただいている方々と相談いたしました。それで、行政の姿勢としては、従前の、今持っているスポーツ教室等、スポーツ少年団組織も含めまして、従前のやり方でも別にいいのではないのかということも検討していただきまして、ただ、関係者の皆様の意志としては、やはり、総合型のスポーツクラブをやりたいというお話でございましたので、じゃあ、5カ年後には必ず自立できるんですねというお話をさせていただきました。自立する方向で考えていきたいということでございましたので、その5カ年のTOTOの補助金をもらった中で運営をしていくということでございます。それが、終わりました後には、その時点で完全移行といえますか、自立ができていくかどうかというものを、また、判断して、それをどうしていくのかという話になっていくのかなと思います。

基本的に、期限のある補助金ですとか、単年度の補助金でやるということが、例えば、イベント等、先ほどもちょっとありましたが、アートフェア等もあるんですけども、単年度の補助金で継続的な事業をやるということは、非常に問題が大きうございます。ですから、単年度の補助金で継続的にやれないものは、やはり、もう単年度だけで終結するような行事にしておかないと継続するということになりますと、それは、単費を持ち出していくこととなりますので、その辺は慎重に選別をしていく必要があるのではないかなという思いでございます。

今回、アートフェアのお話、先ほど、できるだけ継続したいという思いの中で予算計上はしておりますけども、それも平成29年度の開催に当たりまして、それは各委員のほうに継続できるやり方を模索してください。たまたま、国民文化祭が奈良県で行われることに当たって、その予算を補助金を運用したわけなんですけども、それも当然、奈良県は2年続けてやることはありませんので、ですから、そのお話は平成29年度の開催に当たって、その運営委員会のほうで継続できるやり方を模索してくださいというお話をさせていただいております。その継続できるやり方が平成30年度にどういうやり方になるのかというのは、これからの話でございます。

今の総合型地域スポーツクラブの補助金のあり方と市の考え方は、そういう考え方でございます。

以上でございます。

西井委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 今、ちょっと野外活動の件が出て、先生方に協力をいただくというふうなお話が、なかなか協力していただけないというお話が出てまいりましたけれども、これは、直接、予算にかかわるかどうか、ちょっと微妙なところなんですけれども、今、国のほうで予算案が出て、国会審議しておりますけれども、新聞でも出ておりました、先生方の部活動の負担軽減ということで、外部の指導員ですか、そういう方を入れて、先生方の負担を軽減しようと、大変、先生方、長時間な労働をしているということがあって、そういうことが新聞でも出ておりま

した。そういう形で部活動指導員を中学校で配置するという予算案が組まれているようです。まだ、可決はしておりませんが、こういうことに対して現場のほうはどう受けとめるかということもありますので、こういうことの検討をされて、先生方の部活動への負担軽減ということが、例えば、葛城市の予算の中に反映しているのかどうか、どこに入っているかわからないので、どういう形で配置されているかということをお聞きしたいと思います。

ほかにも、スクールサポートスタッフというふうなことも新聞に出ておりました。例えば、先生が授業で使うプリントの印刷をやるという単純作業は、地域の卒業生の親御さんとかいうふうなことが出ていましたけれども、そんなことも国では予算化されているようですけれども、予算案が通れば、そういうことに対して、これも現場との関係が絶対出てきますので、運用とか、そこら辺のことを検討されているのかどうか、ちょっとお聞きしたいんです。

以上です。

西井委員長 教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。1つ、弁解みたいな話、させてください。

先ほど中央公民館のキャンプのところで、先生方に協力を求めるけれども、なかなか協力を得られないというお話もありましたけれども、実際、今、だんだんとどの学校も若い教師もふえてきておまして、そのメンバーだけ見るといっぱい協力してもらえるように思えるんですけれども、私が現役のころは、普段でも、結構出張に行かせていただいていたんです。今、それがだんだんとできなくなって、夏のさまざまな研修が全部夏休みに固められるんです。特に、初任の先生、勤めて1年目の先生というのは初任者研修というのを、ほぼ夏休みに固めてしまいます。そういうのがあって、本当に先生は忙しいです。だから、自分が行きたいという気持ちがあっても、ほかの用事が入っていけないというような事情があると、そういうことだけは、ちょっと教師の弁護ではないですけれども、実情をおわかりいただきたいなという、これが1点でございます。

それから、2点目の中学校の部の活動とかで、補助云々の話が、今、文部科学省も出ているということも承知しておりますが、葛城市を見ますと、中学校で、その先生の部活の指導を軽減するという意味ではなくて、この競技がどうしてもやりたいという子が多くて、新しいクラブを創設したけれども、指導員がないというような場合に、中学校の場合は、そこに市の講師の先生を入れていただいて、実際に指導しているという実例がございます。だから、それも、そういう意味で言うと、今、文部科学省中心に予算化している外部指導員は、もうクラブに特化して、そこで補助をしていこうということですが、葛城市の場合はクラブもしてもらおうし、それから、特別支援の支援もしてもらおうという形で中学校には入っております。

それから、先ほどの奥本委員の図書館司書の補助員も、結局は、その一環ではないかなと。教員に司書を命じても司書の独特の仕事はできない。で、子どもの読書力を高めるためには、さまざまな活動してもらおうために、司書ではないけれども、その司書の補助をとということで、これも長年つけていただいているというふうに私は理解しております。ですから、今後も、今つけていただいている市の講師等の活用等を十分精査させていただきまして、有効に利用

していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 実情よくわかりました。ありがとうございます。先ほど、そういう形でつけている方の報酬か賃金か、それはこの予算案の中に入っているということですね。先ほど言った司書補助の方とか、新しい部活動をやるときに指導員の方を入れるというのは、特に中学校だと思わんですが、どのように予算化されているのか答弁をお願いします。

西井委員長 柏井課長。

柏井学校教育課長 まず、図書館司書の補助員については、賃金という項目で、学校教育課のほうの配当の中で予算計上しております。それから、市費講師につきましては、賃金という形の中で、人事課の配当の中での計上をさせていただいている次第でございます。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 最後ですので、意見となりますけれども、学校の先生というのは、本当に何でもやらなければならないという形になってしまって、特に部活動については、いろいろと言われているところがあります。部活動が大好きで先生になった方もおられますけれども、全く経験がないクラブで、子どもたちも大変な中で、土日まで出勤させられるというふうな、子どもたちが熱心であればあるほど、そうなりがちなので、こういうことについて、ずっと問題になっているわけですが、葛城市ではそういう、多少なりの手当があるということで、今後、国のほうから、そういう手当があれば、ぜひ利用していただきたいと。教師の専門性は、基本的には授業とか担任活動とか本来の教育活動のところできっかりと教材研究も含めて力が発揮できるような環境を整えるというのが、大変重要だと思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

増田委員 今の関連でちょっとお聞きをしたいんですけども、観光というテーマで、非常に葛城市の相撲に関しては、PRを従前からやっていただいているということなんですけども、一方、こういうクラブ活動の中での、そういう相撲に対する推進といいますか、そういうのは、一部わんぱく相撲等で実施をされているという程度でございます。

従前は、新庄中学校にも相撲の土俵があり、現に存在をしておると。そういうふうな、土俵があるということは、クラブ活動として、そういう時期もあったというふうにも思うんですけども、記憶によると若當麻という力士が大相撲に行った。そういう少年も過去には存在したというふうなことも、私、記憶しているんですけども。

そういう、お考えだけで結構なんですけども、そういうクラブ活動といいますか、そういうところでの相撲というものに対する取り組みというのは、お考えがあればお聞きをしておきたいと思います。

西井委員長 教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

今お話に出ました若當麻は私の教え子でございます、小学校のときに一緒に相撲をとっていたなという思い出がございます。

学校のクラブにおける相撲の扱いなんですけれども、中学校の体育のほうで、武道のほうが必要になりまして、剣道とか柔道とか合気道とか8つほどの種目の中に、多分相撲も入っているのではないかなと思うんですが、そこは各学校の実情に合わせて選択になってまいります。今、新庄中学校も白鳳中学校も、ともに柔道を選択してくれているのではないかなという感じがします。

私の知る限りでは、柔道とか剣道と、そういうものが多くて、ほとんどがそこで必須化されている。相撲部がある中学校というのは、ほとんどないのではないかなというふうに、私の理解ではそうなっております。

ですから、今後、子どもたちの中から、そういうふうに相撲をやりたいという子どもがあらわれてきたら、そこには、また、対応はしていきたいというふうには考えますけれども、実際にクラブをつくってやっていけということは、なかなか、今の子どもたちの実情から考えて難しいのではないかなというのが、私の考えでございます。

以上でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 お考えだけで結構でございます。そういう機運が上がれば、また、そういうこともご検討いただけたらと。

クラブ活動については、先ほど谷原委員がおっしゃっていましたように、指導員が非常に難しいということで、過去に剣道のほうで、小学校のときに剣道を習われていて、中学校に行って、部活があればなというふうな希望もあったんですけども、最終的には指導員がおらないとか、いろんな理由でクラブ活動の設置も難しかったというふうなことも、2、3年前にお聞きをしたような記憶がございます。なかなか、指導員が存在するか、しないかという、それから、そういう機運といいますか、そういう希望があるかどうかというのも含めて、なかなか難しいかとは思いますが、先ほどのご答弁の中でありましたように、必ずしも教員がそういう指導に当たるじゃなしに、もう少し一般市民のボランティア等々の指導員も含めた形で、今後の部活のあり方を進められるようであれば、そういうことも可能なのかなというふうな気がいたしましたので、少しお伺いをしたところでございます。ありがとうございます。

西井委員長 よろしいですか。

この辺で、この款は終わらせてもらいたいと思いますが、質疑を終結したいと思います、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

西井委員長 それでは、8款の質疑を終結いたします。

次に、9款災害復旧費から歳出の最後、12款予備費までを説明を求めます。

安川部長。

安川総務部長 総務部、安川でございます。それでは、9款災害復旧費から12款予備費までの内容につきまして、ご説明申し上げたいと思います。

それでは、事項別明細書121ページをお開き願いたいと思います。

まず、9款災害復旧費、1項1目治山施設災害復旧費につきましては200万円の計上となっております。

続く、2目農業災害復旧費におきましては800万円を計上いたしております。

次に、2項1目道路橋りょう災害復旧費につきましては1,000万円の計上でございます。

続いて、10款公債費でございます。1項1目元金におきましては12億6,332万3,000円の計上でございます。次、122ページをお願いいたします。2目利子につきましては1億1,796万6,000円の計上となっております。次に、3目公債諸費につきましては17万9,000円の計上でございます。

次に、11款諸支出金に移りたいと思います。1項1目財政調整基金費につきましては215万9,000円の計上でございます。次の2目減債基金費につきましては1,000円の計上、3目公共施設整備基金費につきましても1,000円の計上となっております。4目社会福祉振興基金費につきましては4万円の計上で、5目緑花基金費につきましては20万2,000円の計上、6目公営住宅基金費につきましては3万7,000円の計上、7目教育基金費につきましては8万7,000円の計上、8目土地開発基金費につきましては16万2,000円の計上、9目体力づくりセンター整備基金費につきましては2,630万1,000円の計上、10目ふるさと創生基金費につきましては204万8,000円、11目国営十津川紀の川二期事業費償還基金費につきましては42万2,000円の計上、12目地域振興基金費につきましては154万6,000円のそれぞれ計上となっております。

次に、2項1目雑支出金につきましては5万円の計上となっております。

124ページをお願いいたします。最後に、12款予備費でございますが500万円の計上でございます。

以上をもちまして、9款災害復旧費から12款予備費までの説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明を願いました部分に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 それでは、災害復旧費についてお尋ねをいたします。先ほどご説明ございましたように、治山で200万円、それから農業災害復旧で800万円、それから道路橋りょう1,000万円と、そういう予算ということでございます。

お尋ねをしたいのは、台風21号関係の災害復旧のことにつきましては、一般質問のほうでもお尋ねをいたしまして、ご確認もさせていただいたところではございますけれども、この予算で、一応、完成するであろうというふうに、私はそういうふうに認識をさせていただいております。ただ、河川につきましては、県の責任の範囲内でどこまでやっていただけるかというのは不透明なところはあるかとは思いますが、現時点で21号関連の特に災害復

旧に関しては、年度内に完成するというふうに理解をしていいのか、その辺のところをお尋ねをいたします。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

まずは、平成30年度の当初予算について、災害復旧について、少しご説明が要るかと存じますので、私のほうから説明させていただきます。

ごらんのとおり、農林施設の災害復旧費につきまして、前年度138万円から本年度は1,000万円、それから、公共土木施設につきまして156万円から1,000万円とそれぞれ計上いたしておりますが、こちらについては、いわゆる枠的な計上でございます。本年度ちょうど市議員の選挙と重なりまして、発生いたしました台風によって、非常に大きな被害が出ました。すぐさま、専決処分で予算を確保させていただき、引き続き、補正でも必要な予算を確保させていただき、対応してきたわけでございますが、まさに災害復旧費につきましては、当初予算の段階で、今まで枠的に計上しておりました金額が非常に小そうございまして、やはり本年度のような規模の災害が、被害が起きた場合に迅速に対応ができないということで、予算計上のあり方の見直しの検討をさせていただきまして、その結果として、今回、それぞれ大きなところということで、主に農林と土木で1,000万円ずつというふうに計上させていただいているところでございます。

委員、お尋ねのことにつきましては、総務建設常任委員会等でご説明をさせていただいたわけでございますが、全て平成29年度予算の中で措置をさせていただいておりますが、それにつきましては、それぞれ所管の部長のほうから、その予算の中で対応するというご答弁を差し上げたかと思っておりますので、この予算特別委員会にも所管の部長が来ておりますので、もし、私の説明に補足があれば、させますが、今、ごらんいただいております予算特別委員会でご審議いただく来年度、平成30年度の災害復旧費のそれぞれの予算につきましては、あくまで枠的な計上ということでございます。

以上でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 平成29年度の予算の中で、21号台風については、復旧予算を確保したというふうに解釈すればいいんですかね。

1,000万円ずつ農林と土木についての平成30年度の予算については、枠として各1,000万円を予算計上しているが、これにこれだけという具体的な目的ではなしに、枠として、このぐらいあればという1つの担保的なものを備えていただいたというふうに解釈していいんですかね。もし、違っていたら、ご答弁いただきますけれども。

西井委員長 副市長。

松山副市長 委員お尋ねのとおりでございまして、実は、県庁のほうの予算も、ひょっとしたら、今、数字変わっているかもしれませんが、5億円程度、枠的にいつも計上しておりますが、今回のような事態が起きたときに、やはり昨年度の138万円や150万円につきましても枠的計上ではあったわけでございますが、ちょっと昨年のような規模で被害が起きると、一番最初

の応急対応にも少し規模的にしんどいであろうということで、今回こういった金額で見直しをさせていただいたものでございます。

以上でございます。

西井委員長 市長。

阿古市長 平成29年10月22日の台風21号の雨等によりまして、葛城市では今現在86カ所ですか、被災した現場がございます。その現場全ての部分に一応、やはり分担がございます。先ほど委員ご説明になりましたように、県がやるべき事業と、それと、市がやるべき事業、それともう一つは個人でやるべきものという形に分かれます。その中で、今回の平成30年度予算につきましては、市がやるべき事業としての予算づけは全て終わっているものと認識しております。それと、今、副市長のほうから話ございました、こちらの災害復旧費のほうでございます。これは、平成29年度の予算執行の中で、やはり、当然、大きな被害でしたから、こんな金額では足りないんですけども、専決処分という形でとらせていただきました。その中で、やはり専決処分するにも、ある一定のやはり日数がかかります。その中で急遽、とりあえず緊急対応できるものについての予備費的な予算計上をさせていただいたというわけでございます。

災害がないことに越したことはないんですけども、大きな災害がありましたら、当然のことながら、この予備費的な計上の金額だけでは足りないことになっていきますが、とりあえず、専決処分するまでの時間差の部分で、もしくは、その予備費的な範囲の中で消化できるような災害につきましては、こちらのほうで対応させていただきたいという意味の予算計上でございます。従前とちょっとだけ、考え方は変わらないんですけども、その幅を広げさせていただいたという予算のあり方でございます。

以上でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 まず、台風21号対策については、きちっと対応する目途がついたというふうに解釈をいたしました。

それから、今後の予備的な緊急対応策として備えていただいたんが農林で1,000万円、土木で1,000万円、何かあったときの備えとして、ご用意をいただいた予算やというふうに解釈をいたしました。そういうことはあってはならないんですけども、そういう備えをしていただいたことに感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 122ページ、123ページにかけて、基金費というのがあります。11款諸支出金ということで、1から12まで基金があるわけですけども、一般会計に繰り入れることができる基金がどれなのか、あとは目的別基金で、そういう一般会計のどの費目にも使えるものではないというものもあると思うんですけど、この基金費について、1から12まで説明願えませんでしょうか。

西井委員長 安川部長。

安川総務部長 総務部、安川でございます。

今、122ページに書いております基金、12ほどございます。このうち、まず始めに、財政調整基金についてでございますが、これは一般会計上におきます歳入歳出の不足分の増減について、要は、貯金的なものですので、その不足分を補う。あるいは、余剰金が出た場合は積み立てるものということで、調整的な意味を持っています。

それ以外の2目減債基金から12目地域振興基金、これはそれぞれ特目基金というものでございまして、それぞれの目的に合致した場合に際し、取り崩すということで、そういった目的が各条例の中で規定されております。

しかるに、その必要性が生じた場合には、その目的に使用するために取り崩すということになるわけですが、この中では、とりあえず、定期的には、会計課のほうで管理しておりますので、その利息分を繰り入れた場合に積み立てるといった内容で、今回、計上なりさせていただいているのが現状でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 わかりました。その上で少しお聞きしますけど、12目地域振興基金、これはどういう目的に使われるのかということが1つ、それから、利子を見たら、どれぐらい積み上がっているかというのは大体わかるわけでありますけれども、全体の基金費が、今、予算でどれぐらいで、1目の財政調整基金というのが大体どれぐらいか、ざくっとしたもので結構ですので、お願いします。

西井委員長 米田課長。

米田総務財政課長 総務財政課の米田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、谷原委員、お尋ねの地域振興基金とは、どのような基金なのかというようなお尋ねであったかと思ひます。まず、この基金につきましては、市町村の合併の特例に関する法律に基づきまして、合併後の市町村が地域住民の連携の強化または地域振興等に要する経費の財源に充てることのできる基金のことでございます。合併特例債を基金の原資として起債して、積み立てることができることになっておるものでございまして、葛城市におきましては葛城市地域振興基金条例を平成24年4月1日に施行しているところでございます。

続きまして、基金残高についてでございますが……。

谷原委員 済みません。基金残高については、予算の概要書に記載されていますので、わかりました。

西井委員長 そしたら、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑はないようですので、9款災害復旧費から歳出の最後の12款予備費までの質疑は終結をいたします。

次に、歳入について説明を求めます。

ここで暫時休憩します。

休 憩 午後3時21分

再 開 午後3時30分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

次に、歳入についての説明を求めます。

安川部長。

安川総務部長 総務部、安川でございます。

それでは、歳入のほうのご説明をさせていただきたいと思えます。

事項別明細書15ページのほうをお開き願いたいと思えます。

まず、1款市税でございます。1項1目市民税の個人につきましては16億150万円の計上で、そのうち現年課税分につきましては15億7,650万円、滞納繰越分につきましては2,500万円の計上でございます。続く、2目法人におきましては2億7,935万円の計上で、そのうち現年課税分におきましては2億7,910万円、滞納繰越分は25万円となっております。

次に、2項1目固定資産税でございます。18億3,980万円の計上で、そのうち現年課税分といたしまして17億9,980万円、また、滞納繰越分につきましては4,000万円の計上となっております。続く、2目国有資産等所在市町村交付金におきましては291万9,000円の計上でございます。

続きまして、3項1目軽自動車税でございます。9,090万円の計上で、そのうち現年課税分につきましては8,990万円、滞納繰越分では100万円の計上となっております。

次の16ページでございます。4項1目市たばこ税でございます。2億2,100万円の計上となっております。

次に、2款地方譲与税でございます。1項1目地方揮発油譲与税におきましては2,800万円の計上。続いて、2項1目自動車重量譲与税につきましては7,700万円の計上となっております。

次に、3款1項1目利子割交付金につきましては1,010万円の計上でございます。

また、次の4款1項1目配当割交付金につきましては3,500万円の計上でございます。

次に、5款1項1目株式等譲渡所得交付金につきましては3,500万円の計上でございます。

次の6款1項1目地方消費税交付金につきましては6億円の計上でございます。

次に、7款1項1目自動車取得税交付金につきましては3,500万円の計上でございます。

続きまして、8款1項1目地方特例交付金につきましては4,300万円の計上でございます。

次に、9款1項1目地方交付税でございます。39億7,800万円の計上で、そのうち、普通地方交付税につきましては33億5,000万円、また、特別地方交付税につきましては6億2,800万円の計上となっております。

18ページに移りまして、10款1項1目交通安全対策特別交付金につきましては400万円の計上でございます。

次に、11款分担金及び負担金でございます。1項1目農林商工費分担金につきましては160万円の計上となっております。続く、2目災害復旧費分担金では300万円を計上しております。次に、2項1目民生費負担金でございます。2億5,439万1,000円の計上で、そのうち、社会福祉費負担金につきましては75万8,000円、また、児童福祉費負担金につきましては2億5,363万3,000円の計上となっております。

続いて、12款使用料及び手数料でございます。1項1目総務使用料につきましては1,187

万5,000円の計上で、次の、2目民生使用料につきましては38万4000円の計上でございます。次に、3目衛生使用料におきましては645万円、4目農林商工使用料につきましては355万3,000円の計上でございます。5目土木使用料につきましては7,250万4,000円の計上で、主な内容といたしまして、道路占用料が5,800万円となっております。また、6目教育使用料につきましては2,658万9,000円の計上で、主な内容といたしまして、幼稚園保育料が1,099万2,000円、文化会館使用料が1,288万円となっております。

続きまして、2項手数料でございます。1目総務手数料におきましては1,163万2,000円の計上でございます。20ページに移りまして、2目民生手数料では1,000円の計上でございます。3目衛生手数料におきましては5,755万1,000円の計上、4目農林商工手数料では1万7,000円の計上、5目土木手数料におきましては61万3,000円のそれぞれ計上となっております。

次に、13款国庫支出金でございます。1項国庫負担金では、1目民生費国庫負担金におきまして14億6,145万円の計上でございます。2目災害復旧費国庫負担金につきましては660万円の計上でございます。

次に、2項国庫補助金でございます。1目総務費国庫補助金では2,182万7,000円の計上となっております。2目民生費国庫補助金では8,027万円の計上となっております。22ページに移りまして、3目衛生費国庫補助金では2,317万7,000円の計上でございます。4目農林商工費国庫補助金では496万2,000円の計上、5目土木費国庫補助金では3億3,315万4,000円の計上、6目消防費国庫補助金では70万円の計上、7目教育費国庫補助金におきましては2,185万9,000円のそれぞれ計上でございます。

続きまして、3項国庫委託金でございます。1目総務費委託金につきましては23万8,000円の計上、2目民生費委託金につきましては860万3,000円の計上となっております。

続きまして、14款県支出金でございます。1項1目民生費県負担金につきましては5億6,496万5,000円の計上でございます。

24ページに移りまして、2項県補助金でございます。1目総務費県補助金につきましては60万円の計上でございます。2目民生費県補助金では1億4,635万3,000円の計上、3目衛生費県補助金では888万5,000円の計上、4目農林商工費県補助金におきましては7,767万4,000円の計上となっております。26ページに移りまして、5目土木費県補助金では1万8,000円の計上でございます。次の6目消防費県補助金では80万6,000円の計上、7目教育費県補助金では398万4,000円の計上、8目災害復旧費県補助金では375万円のそれぞれ計上となっております。

続きまして、3項県委託金でございます。1目総務費県委託金におきましては5,647万8,000円の計上でございます。次の2目農林商工費県委託金につきましては141万7,000円の計上となっております。

続きまして、15款財産収入に移りたいと思います。1項1目財産貸付収入におきましては163万7,000円でございます。2目利子及び配当金につきましては496万6,000円の計上となっております。続きまして、2項財産売払収入、1目物品売払収入につきましては1,867万円

の計上で、続く2目不動産売払収入につきましては1,000円の計上でございます。

28ページをお開き願いたいと思います。16款寄附金でございます。1項1目一般寄附金につきましては100万円の計上、2目土木費寄附金につきましては10万円、3目ふるさと応援寄附金につきましては200万円のそれぞれの計上でございます。

17款繰入金に移りたいと思います。1項1目財政調整基金繰入金につきましては8億8,700万円、2目教育基金繰入金につきましては2,113万5,000円、3目体力づくりセンター整備基金繰入金につきましては1,622万4,000円、4目国営十津川紀の川二期事業費償還基金繰入金につきましては2,842万1,000円、5目地域振興基金繰入金では3,870万1,000円のそれぞれ計上となっております。

続きまして、2項他会計繰入金でございます。1目住宅新築資金等貸付金特別会計繰入金につきましては92万4,000円の計上でございます。

18款繰越金でございます。1項1目繰越金におきましては1億3,000万円の計上でございます。

続いて、19款諸収入でございます。1項1目延滞金におきましては600万円の計上でございます。続く、2項1目預金利子につきましては14万1,000円の計上となっております。次に、3項雑入でございます。1目滞納処分費につきましては48万円、2目弁償金につきましては3,000円、3目過年度収入におきましては1万1,000円、4目雑入につきましては1億3,495万7,000円のそれぞれ計上となっております。

31ページに移りまして、最後、20款市債でございます。1項1目総務債につきましては4,840万円の計上、2目衛生債におきましては3,960万円の計上、3目農林商工債につきましては2億3,340万円の計上、4目土木債につきましては2億4,580万円の計上、5目教育債につきましては1,930万円の計上、6目災害復旧事業債につきましては590万円の計上、7目臨時財政対策債につきましては5億1,400万円の各計上となっております。

以上をもちまして、歳入の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

西井委員長 ただいま説明を願いました部分に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村始委員 15ページなんですけれども、1款市税について伺います。1目個人ですね。それから、2目法人とも、前年よりもかなりふえていまして、平成28年、平成29年、いわゆる前前年、前年の上がり幅と比較しましたら、個人も、法人も相当な上がり幅が見てとれます。これの要因といいますか、どのようなことで、これだけふえたかなということをお教えいただけたらと思います。

西井委員長 仲川課長。

仲川税務課長 税務課の仲川です。よろしくお願ひします。

まず、市税についてですが、平成30年度の当初予算の歳入における市税については、国の景気動向指数の基準判断改善や地方財政の税収が増加するという見通しを受けて、本市にお

いても人口が微増していることから平成29年度の決算見込みベースで実情により近い積算を行いました。

市民税の個人については、まず均等割りにおいて、市民税均等割りにおいては前年度の納税義務者数に平成28年度、平成29年度の伸び率を掛けて積算し、普通徴収が納税義務者数3,659人に対し、伸び率1.06とし3,800人、それから、特別徴収は納税義務者数1万221名に対し、伸び率1.01とし1万300人、年金特徴は納税義務者数2,345人に対し、伸び率1.03で2,400人とし、それぞれ収納率を98%を考慮して予算額を積算させていただきました。平成29年度の当初予算と比較すると105.4%。同じく平成29年度決算見込みで比較すると101.8%となります。それから、所得割りですが、これは平成27年度、平成28年度の決算額及び平成29年度決算見込み額から平均所得割額を出しました。そのうち20%は普通徴収、80%を特別徴収とし、平成28年度、平成29年度の伸び率102.68%としました。普通徴収は収納率98%で2億9,326万7,513円。特別徴収は、収納率98.5%で11億7,905万5,105円とし、そこに分離課税、退職所得分、過年度課税分、税制改正調整分を加算し、予算額15億2,000万円としました。平成29年度当初予算と比較すると105.9%、同じく平成29年度決算見込み額で比較すると101.1%となります。

それから、法人税ですが、法人税は、より実数に近い形にさせていただいて、今まで、予算を積算するときの企業数を580社程度で法人数を見ていたのですが、実際には過去5年間の申告数を参考にすると、法人数636社で積算しています。過去2年間の収納率99.34%を考慮して、予算額8,020万円、同じく法人税割りについても中央法人の平成29年度実績を参考にし、消費税の景気動向を注視した過去5年間の平均1億9,900万円に、更に過去2年間の収納率99.99%を考慮し、予算額を1億9,890万円としました。

以上です。

西井委員長 吉村委員。

吉村始委員 ありがとうございます。細かい数字はなかなか聞いていて大変だったんですが、個人につきましても、より実情に近いということで、法人につきましても実数に近い形にされたというふうなことで、前は少なく見積もっていらっしやったというふうなご答弁だったというふうに理解しているんですけども、これは、より改善されたということなんでしょうか。それで、以前は、実数であったり実情からちょっと離れた見積もりを出されていたとすれば、その意図というのは何だったというふうにお考えでしょうか。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

少し、税務課長のほうから詳細に説明をさせていただきましたが、済みません、聞こえ方が違ったかもしれませんので、別の表現の仕方をさせていただきたいと思います。

まず、地方財政全体につきましても、そもそも国における予算折衝として財務省と総務省の間で地方財政計画という中で、その全体の動向なりが、枠組みが決められて、最終的には、市に何が関係があるかとすると、具体的には国からおりてくるお金として、地方交付税の額が決まります。地方交付税の額が単純にそれだけが決まるのではなくて、逆に言いますと、

独自の財源として、市やら県でそれぞれ市税とか県税がどれぐらいの収入があるはずだから、交付税はこれだけでいいよねということになります。

非常にマクロのお話で説明を大ざっぱにしておりますが、そんな仕組みで決まってくるわけですが、その全体の中で、やはり景気の動向を反映して、税収については伸びる方向で見えております。したがって、その地方財政計画全体の総額自体は、今の現自民政権が地方の財源をしっかりと確保しようという方向性を、これお約束いただきましたので、総額としては、日本全体で86兆9,000億円ということで、全体としては、プラスで3,000億円ぐらいがふえておると言うか、ほぼ前年度の額を総額としてはキープをいただいているわけではございますが、税がふえるということは、市税収入がふえるということは、一方、その地方交付税につきましては減ることになります。

ですので、全体としては、国としては、地方の財源、しっかりと確保しようという方向でやっていたらいいわけではございますが、地方交付税につきましては、マクロ的な説明では2%程度減ってくると。逆に、景気の動向を反映して、市税についてはふえるであろうということですので、そのふえる状況をしっかりと見積もって、ふえる分はふえるということで見積もって計上しないと、予算の差し引きとして、いろんな施策をやるための財源が確保できませんので、それをどうしっかりと見積もったかということ、税務課長、説明しておりますわけですが、過去に不当に見積もりをふやしたりとか、減らしたりとかしていたわけではございません。年度によって、多少の精査のやり方とか、そういう工夫は毎年しておりますので、より確からしい数字になるようにという工夫は多少はしてございますが、今までの見積もりが決して違う見積もりをしていたわけではございません。これは日本国全体の傾向として、どこの自治体も多分、予算編成では税関係が伸びて交付税がちょっと減るというふうな形に多分なっておるんだと思います。

以上でございます。

西井委員長 吉村委員。

吉村始委員 今の話、全国的にそういうふうな方向になっているというふうなことを伺いまして、あと、今回、やり方、方式をより実情に近い方式に変えてということで、今後は、この葛城市としては、ずっとこのような形で、企業会計でも途中で切りかえたりするという話はある話ですので、そういうふうな認識してよろしいでしょうか。

西井委員長 副市長。

松山副市長 当然、また決算が出てまいりますので、毎年度検証しながら、より確からしいやり方が何かというのは、検証しながらやっていきたいと存じます。今回の形で確からしいのであれば、そのやり方は継続いたしますし、見直すべきところは、また、見直していきたいと思えます。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 18ページの12款1項使用料、行政財産使用料、これが何なのか、どういうことで収入が発

生しているのか。

それから、5目3節法定外公共物使用料というんですが、ちょっと言葉としてよくわかりませんので、よろしくお願いします。

それから、20ページに行きまして、この土木手数料の目になりますけれども、屋外広告物許可申請手数料という、これはどういうことで、こういう手数料が発生するのか、この3つについて、ちょっとお伺いします。

西井委員長 米田課長。

米田総務財政課長 総務財政課の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

谷原委員のご質問の中の1つ目の行政財産使用料ということでございます。予算額といたしましては1,097万5,000円という額を計上させていただいている中で総務財政課の配当といたしましては61万5,000円ということになっているところでございます。この分につきましては、市有地にあるN T T柱や関電柱等の本線、支線の使用料として61万5,000円を計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

西井委員長 増井部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、行政財産使用料でございますが、建設課のほうの分といたしましては、ふたかみパークに置いております自動販売機の電気代相当に関する分で、本年度10万6,000円を計上させていただいております。それと、2点目の法定外公共物の使用料でございますが、こちらにつきましては、個人の方または法人等が里道、水路等に橋を架けて使用されている場合に対する使用料という形でいただいております。

以上でございます。

西井委員長 池原部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまのご質問の行政財産使用料、産業観光部所管といたしましては、1つ目は農道におけます電柱等の占用料といたしまして1万円、それと、休養センターで現在、木伊さんが使っていただいておりますけれども、これにおきます休養センターの賃借料といたしまして年額60万円、それと、そこにあります自動販売機の設置使用料といたしまして2万5,500円、それと、商工関係になりますけれども、相撲館におけます自動販売機の使用料といたしまして3万1,500円、それとまた、観光駐車場の自動販売機としまして2万5,500円となっております。

以上でございます。

西井委員長 吉村課長。

吉村環境課長 環境課の吉村です。よろしくお願いします。

屋外広告物申請手数料について、説明申し上げます。屋外広告物申請手数料とは、電柱とかに広告物を掲示する際に発生する手数料で、継続変更分が42万8,100円、同じく、電柱広

告物で新しく継続する分が屋外でのお店とかの広告物が10万2,000円、その広告物の手数料が合わせまして60万6,000円でございます。よろしく申し上げます。

西井委員長 巽部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部の巽でございます。行政財産使用料のほうで、福祉部のほうで該当している部分をご報告させていただきます。福祉総合ステーションの中にあります放課後デイ等の事業所の分でございますが、この部分の行政財産使用料としまして868万1,000円、建物部分で816万3,736円、土地部分で51万7,428円がございます。それと、細かい部分ではいきセンターの自動販売機3万1,000円という部分が含まれております。

以上でございます。

西井委員長 和田部長。

和田教育部長 教育部長の和田でございます。

行政財産使用料のほうでございますが、非常に、教育委員会のほう、施設、たくさんございまして、そうした中で、自動販売機を置いているところがございます。中央公民館、スポーツセンター、また、コミュニティセンターなどへ自動販売機のほう置いております。そういったものの行政財産使用料でございます。あと、文化会館のほうの新庄文化会館、當麻文化会館のほうで、いわゆる喫茶室を借りていただいております。その分につきまして、2つの館、合わせまして49万9,200円ということでございます。

以上でございます。

西井委員長 木村理事。

木村市民生活部理事兼クリーンセンター所長 市民生活部の木村でございます。

ただいまの行政財産使用料でございますが、当クリーンセンターに設置しております自動販売機分が9万4,500円でございます。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 行政財産使用料ということで細かく教えていただきました。農業者休養センターで使っておられる木伊さんですか。私たちも見学に行かせていただいて、本当に狭いところでも1年間たったら60万円ぐらいの使用料があるんだなというふうに思いました。あと、ゆうあいステーションの中の事業者ですか、土地代と事業所の建物使用料ということだと思んですけども、私が常々疑問なのは、道の駅かつらぎです。あれだけ多額の市民の税金を投入しておきながら、多少でもこの中に入っているのかどうかお伺いします。この施設は、行政財産だと思んですけども、行政財産使用料が発生しているのかどうか、ちょっとお伺いします。

西井委員長 池原部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。ただいまのご質問の道の駅かつらぎにおけます建物等の使用料でございます。これについては、発生しておりません。また、指定管理料もいただいておらない中で、使用料としても発生していないところでございます。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 私は、大変異常なことだと思います。ほかのいろんな施設につきましては、委託管理料ないし使用料が発生している中で、これだけ多額のことを費やして、こういうことになっていると、この契約書については、どうなっているかということは、これも情報開示か何か必要なんですか。それとも、私が行けば、その契約書がどういう状態になっているか、これちょっと見せていただけるものなんですかね。そこら辺をお願いします。私としては、これ、何年契約で一体どういうふうな契約に結ばれているのか、ちょっと調べてみないと、市民の方にも、あれだけのお金を使って、全く一銭もお金が入っていないと、ほかのところ、木伊さんのところもそうだし、ゆうあいステーションでも、文化会館の喫茶店でさえ、それぐらい使用料を払っている、あの狭い中でね。ちょっと説明つかないので、契約書は開示していただけるのかどうか、そこをお伺いします。

西井委員長 池原部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。

ただいまのご質問の道の駅かつらぎにおきまして、年次協定及び年度協定につきましては、議会のほうにも1度見ていただいたこともありますけれども、そういった形のものは、こちらのほうの課のほうに来ていただければ、見ていただけます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 この点については、市民の関心の高いところですので、ぜひ、またお伺いして協定書を見させていただきたいと思っております。

ただ、意見なんですけれども、私が聞いた話だから協定書を見ているわけじゃないので、あれなんですけど、利益が発生したら、その利益のうちの3割か何かを市に納めるというふうな話だったように思うんです。ところが、これはもう民間企業に勤められた方はわかると思いますけど、利益なんてのは最終利益なんかは、まず、配当金を払って、それから特別職に特別手当出せば、ゼロにすることができるわけですから、利益が発生していても経常利益が発生していたとしても、最終的に利益をゼロにすれば、市に全く納めないと、そんなモラルハザードを起こすような契約だと思うんですよ。全く、お金を払わない業者に再契約することはありませんかと思っております。だから、5年間全く、あれだけの行政財産を使いながら、全くの利益も入れないと、こんなんはけしからん話です。ちょっと意見だけ言うときます。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

増田委員 19ページ、6目教育使用料、5節保健体育使用料、新町公園球技場使用料16万4,000円でございます。新町公園につきましては、どの規模になるかわからないですけれども、芝生の老朽化といいますか、雑草が非常に多くなっているとか、いろいろと改修工事の予定をされておるといふ、まだ、計画段階ということでございますけれども、この新町公園球技場、全体としてとらえさせていただいたらいいかどうかかわからないんですけれども、サブグラウンドと健民グラウンド、この両方という感覚で聞かせてもらいます。

サッカーをやる人から見れば、県内でも非常によい施設であるという評価をいただいているということでございます。それによって、少年サッカーを中心に利用をされておるといふふうに伺っておりますし、周辺通りましても、土日の利用は非常に多くの利用をいただいているということでございます。結果、この収入の予算が16万4,000円となっております。利用料については、市内の在住の方につきましては、使用料が云々と、市外については云々と、こういう決まりごとがあるといふふうに伺っていますけれども、申し込みの仕方によっては、市外の方が利用されておる実態であっても、実は市内の方が利用されておるような申し込みになっているといふようなことがあんのかないのか、そこらのご説明をお願いしたいというのが1つ。

それから、これ私、道の駅に関して、味方するわけでも何でもないので、慎重に聞いていただきたいと思うんですけれども、去年ですか、総務建設常任委員会で四国の四万十町に道の駅の研修で行ったんです。愛媛の県境のところの小さな村だったんですけど、この道の駅の使用料、どうされているんですか。施設使用料ということ聞かせてもらったときに、びっくりしたんですけども、先ほど、ちょっと池原部長のご説明に一部あったかと思うんですけれども、指定管理料をもらっています。それから、施設利用料を支払っていますと、差し引きはと言ったら、たしか、プラスマイナス、ゼロになるような契約といふようなことになっていました。私もこれだけの施設ですので、当然、施設を貸したら、やっぱり家賃もらうのは当然であろうといふような先入観であったんですけども、道の駅かつらぎの契約の中ではいろいろ、当初は収入収益がスタートは厳しいということで、一定の収益の発生した時点でといふような計画を提出されて、それに基づいて使用料云々といふような今の契約状況になっていると思います。そこで本市の道の駅かつらぎに関しての指定管理料についての考え方を聞かせてもらいたいなといふふうに思います。2点お願いします。

西井委員長 竹本課長。

竹本体育振興課長兼コミュニティセンター所長 体育振興課の竹本です。どうぞよろしく申し上げます。

ただいま質問の新町公園球技場使用料につきましては、こちらのほうは、金額につきましては、ここ過去3年間の使用料収入の動向を見た中での設定金額になっております。使用料については、委員おっしゃるように、体育施設全般が市内在住在勤の方のみの使用、一部、農村広場は市外の方も利用できるような条例設定になっている中で、市内在住在勤の方につきましては、使用料は免除ということをお願いしておりませんが、県大会等の大会については使用料をいただいております。ただ新庄第一健民運動場は条例で使用料設定がないので、大会等で使われても使用料等はいただけないのが実情でございます。あと、使用に当たりまして、在住在勤の方が基本であることを窓口で説明させていただいておりますが、申請時に利用者全ての名簿を提出されるわけでもないもので、その中に市外の方が入っていることについては把握しておりません。市外の方が入られては使えないということは、申請時に説明をして対応させていただいているのが実情でございます。よろしく申し上げます。

西井委員長 池原部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。

ただいま、増田委員のご質問ありました道の駅かつらぎにおけます使用料等の考え方でございます。現在、先ほども申しましたように指定管理料は払っておりません。ただ、運営といたしましては、今現在、西側にも多目的広場を整備しておりますけれども、それも含めた3万3,000平方メートル全て道の駅かつらぎの中で全て管理していただくという形の契約となっております。

以上でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 今後、リニューアルをされるという機会を通じて、先ほど竹本課長が答弁されたように、在住在勤者とそれ以外の利用の厳格な管理、これは必要であるのかなと思います。例えて言うと、大会は、そういうお金を予算化されて催されるので、支払い意識は持っておられますけれども、チームの対抗戦とかになりますと、葛城市のチーム対他市との試合とかなりますと、対戦相手の利用料は「どないなとんねん」と。「半分だけもらわれへんのんか」とか、そういうふうなことも当然出てきてもおかしくない。その辺、もう白か黒かじゃなしに、人数割りで、市外の人が入っていたら、「人数割りでください」とか、やっぱり投資する以上、適正な財産管理といえますか、するべきである。

今までは、私は必ずしも適正な利用料金をもっておられるというふうには思っておりませんけれども、今後の改修後のことも踏まえて、適正な利用料の集金といえますか、使用料をもらっていただくような、そういう方向でお願いしたいなと思います。

それから、道の駅については、指定管理料としては払わないと。しかしながら、売り場を貸しているけども、3万3,000平方メートルの売り場以外の公園等の管理も含めて、お願いしているのでということですね。管理料が発生するので、それと、どんぶり勘定で貸し賃と管理料とで、そういうふうな契約と。ただ、明確なお答えをいただいていませんけども、たしか、事業計画書の中では3年目か5年目での収益見込みというのを想定されて、その節は利用料を支払う。こういう契約になっているかと認識しています。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 関連してですけど、今、3万3,000平方メートルの管理のことが出てきましたけど、これは公園部分も含むということは、どこまでということですか。しあわせの森公園は含まない。どこまで含まれるものなのか、ちょっと教えていただきたいというのが1つです。それから、もう一つは、先ほど言いましたように、実際には使用料払っておられる方がいらっしゃるわけです。だから、そこら辺の公平性の点で、本当に小さいところでも電気代も払い、使用料も払っているという方がおられて、片一方でそういうことを全く発生しない契約状態になっていると。ここら辺の基準なり、考え方がどうなのかということら辺はちょっと聞かせていただきたいんです。

以上です。

西井委員長 池原部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。

ただいまのご質問の3万3,000平方メートルの範囲でございます。東は駐車場の部分から、西につきましては、今、道の駅かつらぎのほうの西側部分工事をさせていただいておりますけれども、多目的広場の部分1万7,000平方メートルほどあるんですけども、合計、収益施設、非収益施設合わせまして3万3,000平方メートルでございます。

以上でございます。

西井委員長 市長。

阿古市長 その使用料等につきましては、やはり、施設等の存在価値も含めまして、市民の皆さんの利用する場合の使用料ですとか、そうでない場合も含めての施設のまず形態によって、やはり考えていくべきものやと思います。

それと、もう一つ、新道の駅かつらぎにつきましては、法的問題もございます。その辺を勘案いたしまして、契約のやはり見直しが行われていくもんやと理解しております。今現状の契約等がありますので、そのことについてどうだこうだというような話は今の時点ではできないわけではございますが、ある時期が来ましたら、その議論は踏み込んだ形で進んでいくのだろうと理解しております。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 わかりました。それで、もう一つ質問なんですけれども、この3万3,000平方メートルの管理ということですけども、これは、道の駅ではどの程度、管理料を見込んでおられるのでしょうか。

西井委員長 谷原委員。ちょっと予算から離れていっているのですが、この件については総務建設常任委員会とかで議論していただきたい。

谷原委員 私は、基本的に、収入を何とか上げていかなあかんと思っていますのです。そのために、どう収入を上げていくかということの中での質問で、要は行政財産のあり方について、ちょっと聞いておりますので、先ほどありました増田委員がおっしゃったような指定管理料と管理料というふうな考え方も出てきますけれども、今、ちょうど工事してお金を投入しているところなので、管理の発生のところはどの程度なのかということをお伺いしたいんです。

西井委員長 予算に載っていない部分ということで、また、後日、議員活動やいろんな形でやってもらいたいと思います。

谷原委員 わかりました。じゃあ、もう一つのほうなんですけど、私が基準というのは、例えば、道の駅にも食堂がある。それから、ゆうあいセンターのほうにも食堂がある。同じように食堂という営業活動をやっておきながら、片一方では利用料が発生しない。私は、直売所なんかは地元の人が農業振興ということで直売所について、市がそれなりに考えると、四万十川の例もありましたけれども、地域振興という形でそれはそれなりに見ていくということは、私は政策としてあると思うんですけども、道の駅のレストランについては、利用されているのはほとんど市外から来られた方だと思います。そこでの売り上げが全く入ってこない。ゆ

うあいステーションのほうでやっておられるレストランでは、こう入れると、業者に対する説明するとき、「いや、道の駅のようにしてよ」というふうなことになった場合、市として説明がなかなか説明しにくい部分だと思うので、私はそういうところだけでも、契約あるから、この5年間は取られへんのかもわからないけれども、とにかく利益が上がっているんだったら、多少でもその利益を入れてよと言いたい。この5年間でゼロなんていうことがないように頑張ってくださいよということを何らかの形で言っていただけないものなのか。要は、税金を上げるという観点から私は言っているわけですけど、よろしくお願いします。

西井委員長 異部長。

異 保健福祉部長 保健福祉部長の異でございます。

今の谷原委員がおっしゃったゆうあいステーションの食堂部分、これについては、先ほど申し上げた行政財産使用料とかが違う部分ですので、あくまで、市のほうが指定管理料として払っているほうの部分ですので、それだけ申し上げます。

谷原委員 食堂じゃなくても、事業所のほうでも何らかの活動をされていて、その活動の中で使用料を払っておられるということなので、その事業所がなぜ使用料を払っているのか、逆にわからないわけですよ。道の駅のほうでは、営業活動やっていて払っていない。ところが、ゆうあいステーションのほうではデイサービス事業をやっていて使用料を払っている。

西井委員長 ゆうあいステーションは直営で食堂やっておられるから、指定管理料の中で運営しているということですよ。

谷原委員 その部分は指定管理だけど、ゆうあいセンターの中に入っているデイサービスは使用料を払っておられるわけです。

西井委員長 保健福祉部長。

異 保健福祉部長 先ほど申し上げた行政財産使用料の部分というのは、障害福祉の事業所、この部分にお貸ししている部分につきましては、行政財産使用料をいただいておりますということでございます。

谷原委員 だから、施設の中でそういう福祉関係の仕事をされていると、これは住民の役に立っているから、使用料を取らないでということだって、考え方としてありますよ。だから、そういうと道の駅が、全く使用料を払っていないところがある。何度も言わせてもらいますが、市民的な感情とすれば、あれだけのものを使い、私も農家で自分でやっているから、直売所とか、そういう場所があるのは非常に喜ばれているし、そこで収益上げられて喜んでおられる方もおられる。だから、そういう部分はともかくとして、ほかで営業やっている部分についても全く市のほうに一銭のお金も入って来ない、そりゃ管理料が発生するというところで相殺ということなんでしょうけれども、それがどんな金額かもわからない中で、どうも市民には説明しにくい話になっているので、そこら辺のことを整理していただけたらと思います。

以上です。

西井委員長 谷原委員、この件については、所管が総務建設常任委員会なので、その場で議論してください。

ここで暫時休憩します。

休 憩 午後4時25分

再 開 午後4時35分

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 そしたら、歳入については質疑を終結いたします。

これより総括質疑に入りますが、総括質疑は市政全般にかかわるものとなりますよう、十分ご留意をお願いいたします。

質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 総括質疑といえますか、全般に係ることでございますので、2点、お尋ねなり、お願いなりをさせていただきます。

まず、1点目は、先般もお願いして、了解をいただいたと思っておりますけれども、予算書の様式についてのお願いなり、要望なりでございます。これ、予算審議をするに当たっての資料として、私どもにいただいている資料は、予算案の概要と、こういう資料をもとに質問をさせていただいております。ただ、これを見て、なかなか十分に掌握できないので、「これ、どういうことですか」「あ、そういうことですか」と、すぐにわかるようなことも、聞かんとわからんような様式になってんのかなあというふうに思います。

昨年、滋賀県の野洲市に行かせていただいたときには、非常に感心するほどの膨大な資料を作成をされておりました。それを望むというところまで行かないまでも、もう少し親切丁寧な資料であったらありがたいなと。その1つとして、先般、お願いをいたしましたように工事請負に関しましては、別紙で地図に落としていただくような資料もいただけたらありがたいというのが1点でございます。

それから、もう一つ、非常に理解しづらい、わかりにくいというのが、人にかかる費用のことでございます。先般からずっと各目に、人件費にかかる経費、報酬にかかる経費、それから、職員さんの分と嘱託の分と、それから、パートさんの分とそれがいろいろと入り組んでいる。人件費をこの予算書から引っ張り出すとなると、非常に私どもも苦労いたします。それで各部署別の職員さん、嘱託さん、パートさん、人件費にかかる分の総額とその内訳みたいな書き方をさせていただいて、ざっと横に部署別に並べていただくような、そういう資料がいただけたら、どこの部署はどのぐらいの人件費がかかっているのか、それが今年と去年とでどれだけ、総量で減っている、ふえている、そういう比較がしやすいかなと。そんな資料は、どこの市でも対応していないのであれば、いたし方ないですけど、そういうものがあれば、ありがたいなというお願いでございますので、できるかできないか検討していただきたいというふうに思います。よろしくをお願いいたします。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。増田委員から、いろいろとご提言を賜りました。

また、答えとしましては、可能な限りいろんなことを検討してまいりたいと存じますというお答えをした上で、ちょっとご説明申し上げたいのですが、この予算書、これ、ご議決を

いただく項目は、実は、この前のほうだけでございます。で、これは内訳としては、款と項までしか載っておりませんので、こんな総額の金額を見ると、何にもわからないということで、これ地方自治法の法律、それから、政令並びに施行令の中で、じゃあ、こんな形で説明しなさいよといって、示されてされている様式にのっとったものがこちらでございまして、こちらのほうに予算の款、項、目という目的別の分類、並びに、こちらの節という性質別の分類も並んでおりまして、そこで法令の中でいろいろ決まっておると、したがって、例えば、人件費のお話の中で、給料と賃金と報酬がございしますが、そこの違いがわかれへんと言われれば、そこは、それぞれ、こういう内容でございましてというご説明をするようにはなってしまいますが、一方で全体がわかりにくいところにつきましては、もうこれは委員おっしゃるとおりだと思います。基本的にはこういったものをつくっておりますが、これを今のようないろんなご意見賜った中で、限られた時間の中で、あるいは限られた職員が作業をする中でどこまで詳しくできるかというのは、検討させていただきたいと思います。

西井委員長 議会基本条例も、ちょっと見てもうて、検討してもらおうべきやと思います。

増田委員。

増田委員 できましたら、そういう資料がいただけたらありがたいと。全般的な表の金額がどうやという判断の中で、中について、いろいろ聞きたいと。従来は、工事請負費、どっかんと、ああそうかと。ところが、先般のああいう事故といいますか、問題が起きて、各議員におかれましては、特にその中身についての精査という責任を非常に重く感じておるといふようなこともございます。そういう観点から再発防止も含めまして、そういう開かれた資料のご案内をいただけたら、ありがたいなという思いでございまして、よろしく申し上げます。

また、適正人員配置等の考え方も大事なところでございます。それぞれの委員が人に関することについての質問も多く出ていたように思います。そういう観点からも職員さん、パートさん、嘱託さんのその辺の比較対象ができるようなものであればありがたいなというふうに思いますので、今後前向きなご検討をお願い申し上げます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

川村委員。

川村委員 総括質疑ということで、この一般会計を進めていく中で、阿古市政が、財政の圧縮というか、非常に厳しい財政状況の中で、どうやって工夫して、これからの葛城市を担っていくかということについて、非常に一生懸命取り組んでいただいているという思いの中から、今回、市政検討委員会というものを立ち上げられたわけでございますが、一般質問でもございました数々の質疑、質問の内容をいろいろ聞かせていただきまして、また、この一般会計におけるさまざまな計画の委託料、いろいろな所管で、それぞれ専門家による知識を得るために、いろいろな計画策定のための委託料というものが多く発生をしていたということも、みなさんご認識でいただいていると思います。

全般にわたる市政を検討するという市長の諮問機関であるということは、一定の理解をするわけでございますが、この今回の議会でも、何を検討しているかというような情報公開が非常に薄いという思いをされている方、もちろん、市長の諮問機関だから、市長が自由にそ

うということに対して、弁護士なり、また、公認会計士なりを呼んで、年18回をやられるという、非常に安い予算でこれだけの市政を検討していただけるのかなと、私も、ほかの計画策定の委託料なんかと比べると非常に金額的には抑えめの金額で、よくやってくれはるなあとは逆に思っているところがございます。こんな、この方たちが市内の人で、葛城市と一緒によくしていったらあげようという思いでも、そういったものも加わって、こんな安い報酬で動いていただくという、いろんなことを議員がわからないような状況をつくらないで、18回の計画の中でこんなこととこんなことが発生してくるだろうと、この1年間、市長の施政方針の中で、こういう内容のことを今年は進めていくねんということ、少し公開をしていただくということぐらいあっていいのではないかなというふうに思わせていただいております。

お願いというか、していただけたら。絶対にしていけないといけないのかという議論になってくると、また、難しい問題かもしれませんが、今回、この非常に擦れ合ったこの内容について、何か市長サイドで工夫をしていただけて、情報公開をしていただけて、スムーズにこの市政検討委員会が運んでいただけるような手立てはないのかなというふうに思わせていただきました。

この件に関して、今、急にこんな質疑をして、どう答えられるかということでございますが、我々が勉強不足だという範囲のことでもなさそうでございますので、どうぞ、そういった透明性というところを、どのように考えていらっしゃるかということについて、ちょっとご所見をお聞かせいただきたいと思っております。

西井委員長 市長。

阿古市長 市政検討委員会ではさまざまな検討をしていただいております。その中で、18回で、かなり多い数なんですけど、その分科会的なものもございます。例えば、入札の仕方、入札方法についてということも検討の1つの課題でございました。それと、地方創生の事業のあり方もそうですし、道の駅かつらぎの諸問題についてもそうございました。

幅広い中で、例えば、入札の問題を検討するに当たって、非常に具体的な問題点を抽出するですとか、その情報が全てオープンにできるものと、そうでないものがあるように思います。その中で、公開できるものは、基本的にはやはり公開するべきであろうと思っておりますが、その検討の中で、それがやはり微妙な問題があるものについて、特に今回、道の駅の事業につきましては、答申をいただいたわけではございますが、その内容につきましては、非常に微妙な問題でございます。法律的な問題、いや、個人の名称も、その検討の中では、資料では目にするような場所がございますので、ですから、その精査を考えていけないのかなと思っております。

幅広く、その市政検討委員会というのは、私の諮問機関でございますが、これはオープンにできる内容であるという判断であれば、私はオープンにしていきたいと思っておりますが、その内容につきまして、全てがオープンにできるというようなことがない場合もあるのかなと感じております。

以上でございます。

西井委員長 川村委員。

川村委員 報告できる内容と報告できない内容があるというようなご答弁でございました。道の駅のことにつきましては、市政検討委員会の答申は住民監査請求をされたタイミングより後なのか、それよりも前なのかというところ辺……。

（「先にしています」の声あり）

川村委員 先にしていただいているんですか。

監査請求より先にしていただいているのであれば、この問題点は議会にも一定報告ができなかったのかというところ辺で議会としましても、これをどういうふうな形で調査していくかというところが、非常に、今、戸惑っております。そういう点は1つ情報がいただけたのであれば、議会にもやっぱり一定報告あれば、議会もそれなりに粛々と進めていくタイミングがあったのではないかなということが、また、今度いろいろと総務建設常任委員会のほうでも、その調査についてどうするかというような内容につきましても、非常にしんどいような状況をつくっております。ですから、いくら難問であっても、議会に一定報告をしていただくというようなことは、できないものなのかなというふうに思わせていただきましたので、今のような質問をさせていただいた次第でございます。

西井委員長 部長。

飯島企画部長 企画部の飯島でございます。

ただいまの川村委員のご発言についての補足をさせていただきますけども、市政検討委員会の開催状況及び答申の状況等につきましては、過去の一般質問でありますとか、あとは常任委員会の中でも言及しているところでございますので、申し添えておきます。

以上でございます。

西井委員長 川村委員。

川村委員 今後ということで、こういった、ちょっとかけ違いのないような状況を、また考慮していただきまして、これからの市政検討委員会が、また、いい意味で葛城市にとって、そういった検討委員会になるというように私は希望したいと思っております。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 今のところは大変重要なことなので、ちょっと答弁をお願いしたいと思います。これは、実際に議会に市政運営検討委員会から、ちゃんと定期的に、それなりの時期に報告があったとすれば、今後の議会運営のことにかかわることなので、流さないで、今、発言があったところで、時間ちょっととっていただいても確認する必要があると思います。

西井委員長 副市長。

松山副市長 私は市政検討委員会のメンバーでもございますので、少し説明をさせていただきたいと思っております。

具体的には、折に触れ、できることはというふうに申し上げたかと思いますが、ただ、1点、先ほど川村委員からもご言及がありましたが、市政検討委員会の内容が信用できないというふうなニュアンスのご発言だったかなと思っておりますが、答申の内容等についてはご

説明もさせていただいています。この答申は出せますので、今からでもまた、もし、お見せいただければ、これは提供できますので、まずはそれは読んでいただければ、その内容が信用できるものなのか、できないものなのか、それを踏まえて、ご判断いただけたらと思います。私たち市政検討委員会は、とにかく事実をしっかりと調査をしながら、最初は何もわからなかったわけでございます。その中からいろんなものを調べ、徐々に何かこれおかしなぞというふうに徐々に課題を見つけて、その課題にフォーカスしていき、その全貌が、道の駅の場合もそれが調べきれたかどうか、これ、まだわかりませんが、事実として、ある程度、確認できた段階で、これは何かその次の段階に行ったほうがいいたろうということにつきまして、一定、外部の目もいただきながら、逆に言いますと私たち内部の者だけで偏った見方をしておたらいけませんので、そういったご意見も賜りながら、それは、まずは市政検討委員が市政検討委員会で答申という形で市長にお返しをし、その上で市長のご判断で今のいろんな一連の動きがあるわけでございます。本当にいろいろ個人情報に係る話とか、あるいは、場合によりましたら、例えば、メンバーの名簿が出せないのかとか、いろんなご意見もありましたけども、やっぱりそのそれぞれのメンバーでやった結果をごらんいただいて、これはいかにも怪しいぞとなったときに、じゃあ、お前たち信用できないよということはあるかもしれませんが、まずは内容を見ていただきたいと思っております。

こう機会いただきましたので、私の正直な感想を申し上げますが、私もこういった立場でするので、私は逃げも隠れもできませんが、やはり9月議会に、たまたま休憩中でありましたので、ネット中継はございませんでしたが、やはり、あのような傍聴席から非常に大きな声を上げられて、誰それ出てこいと、何やってんだとか、そんなことがあるのを目の当たりとして見ておりますと、私も本当、正直怖うございます。その中でも頑張って、これは私の職務としてやらなければいけないということをやっております、ただ私はこういう立場でありますので、松山はメンバーに入っているよということは公表していただいて結構でございますが、必要があれば、市職員が誰が入っているか、これも場合によっては、これは逆にご説明をするべきかもしれませんが、今の段階ではそこまで必要ないと思っております。

それから、市職員が入っておりますのは、あくまでいろんな市の実務を確認をする上で、例えば、支出負担行為というものは法律には書いてございます。これは、県庁でも市町村でも一緒ですけども、じゃあ、どんな様式とか、どんな書類が入っているかどうか、これは役場によって違うわけですし、そのあたりをいわゆる葛城市流としてはどういったことになっているのかということ、いちいち、いろんな方を呼んできて調べるまでもなく、ここはこうなっていますということも含めて判断をしていただくために、非常に行政経験の豊富な市職員にも入っていただいているということでございまして、この市職員のお名前を公表しないからといって、この調査の内容自体が信用できるものか、できないものかということではないと思っておりますので、そこは検討した報告書なりをごらんいただいて、また、議員の皆様それぞれでもご判断いただけたらと思います。

もし、私たちが適宜出せるものは出してきたくつもりでおりますが、不十分というご意見はやはり真摯に受けとめまして、これからも出せるものは出せるタイミングでしっかりと出し

ていきたいと思えますし、出したつもり、あるいはご報告をしたつもりのものでありまして、委員の皆様にご理解を賜っていない、まだ、十分に説明ができていないというものにつきましては、再度ご説明するなり、お問い合わせいただければ、いつも丁寧にお答えをしていきたいと存じます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

川村委員 委員長、今の発言に、私が信用していないというような話はしていないと思えますけど、その答弁を聞かせていただきたいと思えます。

西井委員長 副市長。

松山副市長 済みません。言葉のやりとりでございますので、聞き違いをしておりましたら、そこはご容赦を賜りたいと思えますが、内容について、十分にどういった経緯で、どういった方向になっているのかということについて、十分にこう伝わっていないじゃないかといった一連の流れの中で、済みません。当事者としての私のほうがそういった聞き方をしてしまいましたので、それに対してのお答弁でございました。

方向性としては、お伝えしたいことは申し上げましたので、以上でございます。

西井委員長 飯島部長。

飯島企画部長 企画部の飯島でございます。市政検討委員会にかかわる部分について、議会に対しての報告がどのようにあったのかということにつきまして、答弁させていただきます。

市政検討委員会第3回及び第4回、これは2月21日と3月28日に行われましたけども、こちらにおきましては、地方創生関係交付金のレビューを行ってございます。これに基づく結果につきましては、6月議会中の総務建設常任委員会の協議会の中で私の前任でございます本田総合政策企画監兼企画部長より報告をしていると認識してございます。なお、こちらのレビューの結果につきましては、ホームページでも公開されておりますので、市民の皆様もごらんいただけるような状況になってございます。

続きまして、デジタル防災行政無線の関係でございますが、こちら第5回から第7回、6月29日、7月11日、7月18日の3回にわたり、調査審議いただいておりますが、こちらの答申の内容につきましては、全員協議会及び総務建設常任委員会協議会の中で、同じく7月に報告をさせていただいていると認識してございます。

それから、道の駅事業関係でございますが、こちら平成29年7月28日の第8回から平成29年10月10日の第14回、計7回にわたり、調査審議いただいておりますが、こちらの答申内容につきましては、直接報告等する機会はありませんでしたけども、答申につきましては各議員のメールボックスのほうで配付させていただいたと認識しております。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 全体的な質疑ということですが、予算の歳出歳入全般のことについて、この間、予算委員会で私なりに理解したところで質疑させていただきます。

今日もちょっとお伺いした積立金、基金に関するところで予算案の概要のところ、8ページですが、平成30年度末の基金残高見込は31億7,000万円。しかし、今日お伺いしま

すと、一般会計のほうに不足があったりした場合には、そこから取り崩す、あるいは、貯金できるという、その財政調整基金は10億円を割って、9億5,000万円となっております。今年度補正で道の駅かつらぎ建設事業に伴って国庫返還金が1億6,000万円、更に予算委員会の審議の中に出てきましたけれども、道の駅の本体部分と言っていいんですかね、都市局のほうですか、7億円近くの補助金があって、当初はそれを全部返還してくれというふうな話があって、県とか国とかいろいろと調整の中で、今、どれだけ返すかみたいな交渉もされているようなことをちょっと語られましたけれども、今後、更に何億円かの国庫補助金返還金が発生するとすれば、本当に財政調整基金がちょっと大変なことになってくるなというふうに私は思っております。

その中で、財政支出をいかに少なくしていくか、どこを削っていくかということ、議会としても本当に真剣にやっけて行かなければならない。その中で市民負担がどうなるのかということも出てまいりますので、ちょっと過激な発言になってしましまして大変申しわけないですけれども、今後、そういうことについて、議会としても、しっかり議論していかねばならないと思っていますが、これは全体のことですから、市長には今後のそういう財政見通しなり、今後の市政運営について、ご所見があればお伺いしたいと思います。

西井委員長 市長。

阿古市長 総括的な質問ということでお答えしたいと思います。予算の予算案の概要の資料の7ページをお開きいただけたらと思います。

こちらのほうは、平成16年度、17年度から平成30年度までの市の一般会計予算を数字を入れたものでございます。平成16年度に合併いたしましたので、17年度132億5,000万円、翌年が124億8,000万円、平成19年が122億6,700万円、平成20年度が127億5,700万円、平成22年度が125億3,000万円、平成23年度が147億8,200万円、平成25年度が184億6,600万円、平成26年度が170億7,000万円、平成27年度が164億5,600万円、平成28年度が163億4,500万円、平成29年度が149億8,200万円、平成30年度、本年度一般会計予算、今ご審議いただいている金額でございます。145億5,700万円という経緯を葛城市では歩んでおります。

私は、葛城市の人口規模から鑑みますと、葛城市の財政規模は130億円台前半がどうであるのかなという思いでおります。当初、合併しました当時は125億円前後で推移していたものなんですけれども、それが平成23年度から急激な伸びをいたしております。それが私が議会の席で申し上げました合併によるバブルの部分であると理解しております。その借金の返還、及び、この膨れ上がった事業を縮小するのに、数年かかるものと理解しております。その中で必要な事業はやっていく、でも、ぜいたくな事業や必要でないものは、できるだけ省いていく作業をまずしないといけない。それが、まず、行政として、身を切っていく改革になるものと思います。当然のことながら、それは全ての分野で見直しをいたしますが、まず、やるべきは行政内部、行政の姿勢として、どう施設を配置していくのかも含めた中で、まず、行政そのものが身を切っていく。それで、どうしてもどうにもならないときは、最終的に市民の皆さんにお願いしていく部分が出てくるのやと思っております。

一旦、やってしまった事業ですので、もしくは取りかかっている事業もございます。それ

を、今さら、どうのこうのというわけにはいきませんので、その経済状況、財政状況の中で、いかに節約をしていくかということは、大きな課題になるものと思います。

これは、カンフル剤ですぐに、例えばよくなるというようなものがあるわけではないんです。過去においてのその事業のあり方や行政のスタイルによって、その負担は市民に後に与えられてくるものでございますので、それを消化しながら、なおかつ、いろんな必要な事業をこなしていかなければならない。市民の皆さんにまず負担をお願いするのではなくて、まず、身から切っていく、我が身から切るような作業をしながら、それでどうしようもなければ、最終的には市民の皆さんにそのことをお話しして、お願いするような時期が、もしかしたら来るのではないかなという非常に厳しい財政状況やと理解の仕方をしております。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 この間の議論の中で出てまいりましたのは、やっぱり、2町合併ということで、難しいところもあろうかと思えますけれども、施設が重なっているところもたくさんあって、そういう統合なども、まだまだ全然進んでいないと言っていい状態であろうかと思えます。

私も、増田委員がおっしゃったこの予算書のありようを、もうちょっと考えてほしいと思っております。議会としても、そういうことに取り組んでいかなければならないと思っております。その上で私も予算書を見たときに、植栽管理費の項目がいろんなところにたくさん出てきて、それなりの予算が計上されてあるのですが、全体の植栽管理費がどんな程度なのかとか、人件費がどのように配分されているのか、そんなこともわかれば、無駄なところもわかってくるのかなとか、いろいろ考えるところあるわけですが、これは本当に議会としても、この財政状況について、今後ともしっかりと考えていかなければならないと思えます。

以上です。

西井委員長 ほかに。

奥本委員。

奥本委員 今回、私、初めて予算委員会、出席させていただいて、感想に近いところなんです、ファシリティマネジメントのことが全てについて回っているなと感じました。やはり、合併前、旧新庄町、旧當麻町、それぞれ40年近くも、それぞれ独自の町のファシリティマネジメントの最適化を求めて活動していらっしやったところが一緒になった。そこで初めてすり合わせて、新しいファシリティマネジメントを策定された。合併して12年たってもまだ、その辺が検討段階であるところも多いというところであって、やっぱりそこを進めていかないと、本当の葛城市って生まれてこないとは思っています。ただ、それにやるに当たって、職員さんは日々の仕事やっぱり大変忙しいという中で、やっぱりこれは個々の一人一人の業務の中でファシリティマネジメントというところを頭に入れながらやっていく必要もありますし、また、議員にとってもやっぱり地元の話優先するだけではなくて、それぞれがやっぱりさっき市長がおっしゃったように、身を切る改革というか、大局的な見方で取り組んでいかなければいけないのかなというところを、今回、私、感じました。

市長のほうから、ファシリティマネジメントの市の方向性というのを伺っていますので、もう答弁は結構ですけども、今回、非常にその辺がポイントとなった言葉かなと私思いました。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑はないようですので、平成30年度一般会計予算についての質疑を終結いたします。
議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 今年度の一般予算につきまして、私自身は今の時点では、ちょっと賛成しかねるところも多々あるなど思っております。議論の過程で前向きなところは、もちろん、たくさんあるし、私も高く評価しているところです。阿古市長の市政そのものも、方針そのものも、私としては高く評価しているところでありますけれども、議論の過程の中で出てきました、1つは委託料。先ほど川村委員もおっしゃいました、要は市政が課題を検討し、立案計画する過程において、私はこういう検討委員会方式なり、行政の方からも入り、専門家も入り、政策能力を高めていく中で、この委託費、これをもっと削っていかなければいけないという、私は、感じがしております。もちろん、例えば医療関係の委託費とか、そういうものについては、当然、専門家に委託するのは、行政ではできないことがあるわけですから委託していくこととなりますけれども、いわゆる、さまざまな計画立案、そうしたことに対する委託費が多いというのは、私は予算の中を見て、これは市民の方からもそういう声もいただきましたし、今後、葛城市が非常に厳しい財政状態に直面する中で、私は、最も有効な資源は市の職員だろうと思っているんです。その市の職員の力を、力量を高めていくためには、やはり自分たちで企画立案していくという、そしてそれを実行していくというあり方をとっていくためにも、この委託料、私は非常に問題が大きいなあと。つまり、与えられたものをこなしていく仕事になっていくだけでは、これからの難局を乗り越えていけないのではないかなと思います。そうした、問題が1つあります。

それから、もう一つは人件費の問題です。大変財政状況が厳しくなる中で、私は人件費のことを何とか引き上げてあげたいと思っております。公務員大改革によりまして、私が公務員在職中の10年ちょっと前ぐらいから、これは大改革、行われて、公務員給料の大幅な引き下げが行われてきました。市民の方はなかなかそういうことをご存知なくて、公務員はまだ高給だと思っておられるかもわかりませんが、人事院勧告で調査する企業の基準が大幅に、小規模化の企業に基準を合わせられたために、本給でも、もう、大幅に引き下げられましたし、昇給のあり方についても変わって、大変厳しい中で、なおかつ葛城市におきましてはラスパイレース指数が94%ということで職員の数も大変少ないし、非常勤職員も多いとい

う中で、私としては、ここは本当に人に投資していくというか、そういうことが僕は必要だと思っています。

今、潮目も変わってきていると私は思っています。大災害が続く中で本当に公務労働の大切さが国民の中には次第にわかってきていただいているところですし、今は本当にそういう潮目が変わってきていると思いますので、まだまだご理解をしていただくことはできないかもわかりません。市民に対しては、まだ公務員、給料高いとか、もっと議員の数減らせとか。だけど、私はそこはしっかりと給与の問題についても、賃金改善、なぜラスパイレス指数が低いとか、お伺いしたことがあります。なるほどなあと、そういう賃金表になっているんだなと思いましたが、本当に職員の方にやる気をもって、この難局をもっていただくためには、そういう面の大きな改善も必要だと思いますので、今のところ、とりあえずちょっとしばらく時間がありますし、また検討もしてまいりたいと思いますけれど、今の時点では私としては、原則的には非常にいい予算だと思っていますけど、根本的なところで私の考えがありますので、ちょっと反対をさせていただきます。

以上です。

西井委員長 ほかに討論はありませんか。

内野委員。

内野委員 私は今回のこの一般会計におきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

今回、この議第23号、平成30年度葛城市一般会計予算につきまして、前年度より、4億2,500万円の減額の予算となっております。市民の注目であります尺土駅前周辺整備事業、また、国鉄坊城線整備事業を着実に実現するための予算が計上されております。

そして、それ以外に主な事業といたしましては、この議会費では現在本会議や委員会がインターネットライブ中継をされております。また、平成30年度は録画配信サービスを追加するための予算も計上をされております。

総務費におきましては、地方創生推進交付金を活用いたしまして、国内外への葛城市をPRする映像作成や、また、空き家データベースを利用した空き家利活用促進のための総合的対策事業を行うとともに、葛城市に少しでも多くの方々が住んでいただくための移住定住支援事業が引き続き計上をされております。

また、民生費におきましては、磐城小学校区学童保育所の整備工事にかかわる予算、また、ソフト面では継続的に子どもの育ちを支援するため特別な支援を必要とする子どもの就学前から社会参加までの切れ目のない支援体制を行う、インクルーシブ教育推進事業の予算が計上をされております。

農林商工費におきましては、昨年度リニューアルされた相撲館で相撲発祥の地の魅力を多言語による映像作成を行い、インバウンドに視点を向けた事業展開がされております。

また、土木費におきましては、このしあわせの森公園、本当にすばらしい名前もつけていただきましたが、ここにおいての緑花植栽を行うことで彩りのある、より多くの方々に親しまれる公園に整備する予算が計上もされております。

また、消費費におきましては、新たに地震による通電火災を防ぎ、被害を最小限に抑えら

れるよう感震ブレーカー購入費の一部を補助する補助金制度のための予算計上をしていただいております。

また、教育費におきましては、幼稚園の空調工事を初めとする、また、各学校のトイレの洋式化などの事業など、そして、私立幼稚園の就園奨励費なども計上していただいております。

そして、これらの平成30年度の事業の執行に当たりましては、職員皆様が一丸となり、また、全力を尽くしていただけることは、もちろんのこと、議会にも今後協議を重ねていただき、実行していただくことをお願いし、私の賛成討論とさせていただきます。

以上でございます。

西井委員長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第23号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西井委員長 起立多数であります。

よって、議第23号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

本日の会議はこれまでとさせていただきます。

延 会 午後5時20分